

2013年1月20日開催
シンポジウム「地方で目指す 夜間で学ぶ—法科大学院の成果と展望—」
配布資料（抜粋）

資料No.	内 容	頁
1	主催, 共催及びプログラム	1
2	四国ロースクールへようこそ—香川大学・愛媛大学連合法科大学院	3
3	「地域に学び 地域に貢献する」法曹養成に向けて—鹿児島大学法科大学院	13
4	山陰法科大学院の取組	24
5	静岡大学法科大学院関係資料	34
6	地域に根差し、地域に貢献できる法科大学院を目指して—琉球大学法科大学院の特色ある取組	44
7-1	夜間・地方法科大学院に関するアンケート 実施概要	52
7-2	夜間・地方法科大学院に関するアンケート 集計結果概要	58
7-3	夜間・地方法科大学院に関するアンケート 集計結果	62
7-4	夜間・地方法科大学院に関するアンケート 自由記載	64
8	地方法科大学院及び夜間法科大学院と法曹養成制度見直しに関する意見	69

シンポジウム

地方で目指す 夜間で学ぶ — 法科大学院の成果と展望 —

企 画：夜間・地方法科大学院シンポジウム実行委員会

共 催：香川大学=愛媛大学連合法科大学院

鹿児島大学法科大学院

熊本大学法科大学院

島根大学法科大学院

成蹊大学法科大学院

桐蔭法科大学院

新潟大学法科大学院

静岡大学法科大学院

協 賛：琉球大学法科大学院

弁護士法人筑波アカデミア法律事務所

日 時：1月20日（日） 12時30分～

場 所：筑波大学東京キャンパス 文京校舎

丸ノ内線茗荷谷駅下車「出口1」徒歩2分程度

http://www.tsukuba.ac.jp/access/bunkyo_access.html

134号教室

プログラム

司会 安 隆之 弁護士 (成蹊LS)

- 第1部 12:30-14:15
 - (1) 開会挨拶
渡邊 知行 教授 (成蹊大学大学院法務研究科長)
 - (2) 会場校挨拶
吉武 博通 教授 (筑波大学教授・大学研究センター長 (元理事・副学長))
 - (3) メッセージ
小島 武司 学長 (桐蔭横浜大学) (メッセージ紹介)
 - (4) 報告1 「地方・夜間法科大学院の現状と課題」
アンケート集計結果の分析 関理秀弁護士 (成蹊LS出身)
 - (5) 報告2 「地方法科大学院に学んで」
廣澤 努 弁護士 (島根LS出身) (ビデオ録画)
 - (6) 報告3 「夜間コースの設置・運営上の課題」
廣部 和也 成蹊大学客員教授 (聞き手: 関 理秀 弁護士)

- 基 調 講 演 :
川村 明 弁護士・国際法曹協会 (IBA) 会長
「司法試験合格率の呪縛から自立したロースクールをめざして」

休 憩 14:15-14:30

- 第2部 パネル・ディスカッション 14:30-16:50
「地方・夜間法科大学院の成果と展望」
<パネリスト>
越後 純子 弁護士 (金沢大学准教授・医師・桐蔭LS夜間)
小林 正和 弁護士 (筑波LS)
河合 隆晴 静岡県法務文書課主査 (静岡LS・H23司法試験合格)
本田 貴志 弁護士 (鹿児島LS)
内山 宙 弁護士 (成蹊LS夜間)
<コーディネータ/パネリスト>
米田 憲市 教授 (鹿児島大学大学院司法政策研究科・研究科長)
菊間 千乃 弁護士 (大宮LS夜間)
<コメンテーター>
川村 明 弁護士 (IBA会長)
椛嶋 裕之 弁護士 (日弁連法科大学院センター副委員長)

- 閉会挨拶
新井 信之 教授 (香川大学・愛媛大学連合法務研究科研究科長) 16:50-17:00

- 懇親会 茗溪会館 (茗荷谷) 18:00-

四国ロースクールへようこそ

香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科

2013.1.14

ごあいさつと序言にかえて

四国は、司法権の独立を守った児島惟謙をはじめとする多くの著名な法律家を輩出している歴史と伝統のある法曹の地であります。また、現在わが国に8つある高等裁判所のひとつである高松高等裁判所が所在しています。そして、わが四国ロースクールは、香川大学と愛媛大学が連合で設置し、四国弁護士会連合会をはじめ多くの地域団体に支えられて法曹養成教育を実践する専門職大学院であり、かつ、この四国に存在する唯一の法科大学院であります。いってみれば、オール四国で生み育てている法科大学院といえます。

四国ロースクールの教育の基本理念は、「親身に地域住民の生活を支える法曹の養成」であり、この四国の地で少数精鋭の教育環境をフルに活用して、法曹を志す意欲のある学生たち全員と切磋琢磨し、優秀な人材を数多く法曹界に輩出することを目標にしてきました。

これまで四国ロースクールを修了して法務博士の学位を授与された学生は200名近くになり、そのうち23名の方が司法試験に合格しました。そして、1年間の司法修習が終了した人は、ほぼ全員が法曹となり、多くの方が地元の四国で活躍されています。法曹となられた方は、その真価が問われ社会でその力量を存分に発揮されることになるのですが、四国ロースクールで学ばれたことを活かして社会正義の実現と人権擁護に向けた豊かな感性を持つ立派な法曹となられることを期待しています。四国ロースクールは、地元の法曹の出身母体としてこれからも卒業生を支えてまいります。

四国唯一の法科大学院である四国ロースクール（香川大学大学院 香川大学・愛媛大学連合法務研究科）は、これまで四国弁護士会連合会をはじめとする地元の多くの関係機関・団体の方々に支えられて法曹養成教育を行ってまいりました。法科大学院制度の見直しや統廃合に向けて昨今の法科大学院を取り巻く状況は厳しいものがありますが、適正配置と地域貢献という地方の国立大学小規模法科大学院の使命（ミッション）を自覚し、以下のように、これからもかわらず教育力の向上にむけて謙虚に取り組んでいく覚悟でおりますので、各位におかれましては、今後ともよろしくご支援・ご指導いただきますようお願い申し上げます。

1. 四国ロースクールの教育の理念及び目標

(1) 親身に地域住民の生活を支える法曹の養成

四国ロースクールでは、法曹に求められる資質は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野等であると考えています。法科大学院は、このような資質を備えた法曹を養成することを基本理念として、司法試験・司法修習と有機的に連携させて理論と実務を架橋する教育を行う機関であります。その教育においては、公平性・開放性・多様性を旨とし、専門的な法知識に関する批判的創造的視点と幅広い視野を身につけることが特に求められていると考えられます。

四国ロースクールは、このような法曹養成の基本理念のもとに、豊かな人間性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力等を基礎に、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、「親身に地域住民の生活を支える法曹」を養成することを、教育の理念とし目標としているのです。

四国ロースクールは、香川大学及び愛媛大学が連合して設置した四国で唯一の法科大学院であり、両大学の人的、物的資源を背景にした法曹養成を行っています。弁護士の数が少ない四国では、住民の裁判を受ける権利の実質的な保障が十分とはいえない。四国及び全国の隅々まで、国民の裁判を受ける権利が実質的に保障されるために、その問題を抱え強く認識できる四国においてこそ、基本的人権の擁護と社会正義の実現を目指し、十分な職業倫理を身につけ、親身になって地域住民の生活を支える法曹を養成することが必要であると考えています。

そのために、互いに気心を知り合うことのできる少人数の学生を、地域の住民・関係機関と連携して、手厚く丁寧な指導によって教育し、地域に親しみ活躍する法曹を数多く養成することを意識して教育にあたっています。

(2) 地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹の養成

四国ロースクールでは、さらに、地域経済活動を支え又は環境保全を推進する法曹を目指す学生に対して、その要望に積極的に応えられる教育を提供しています。

経済のグローバル化が進み、経済活動に法律の根拠が強く求められる中、地域経済活動を支えるためには、四国でもビジネスローに精通した法曹が活躍することが必要であると考えます。四国ロースクールの所在地である高松市は、四国経済の中心であり、ビジネスローの教育に好適な素材を有しています。この素材と香川大学および愛媛大学の人的資源を活用して、地域経済活動を支える法曹を養成するものです。

四国ロースクールは、多島景観美を有した瀬戸内海に面して立地しています。瀬戸内海においては汚濁と景観破壊が進行し環境保全の行動が求められているため、環境保全を推進する法曹の養成もわれわれの重要な使命であると考えています。香川大学では豊島産業廃棄物処理問題等の環境法教育の素材を有し、愛媛大学では瀬戸内海の環境保全に関する学際的な研究を行う沿岸環境科学研究センターを背景にして、環境法の教育を効果的に行うことができるのです。われわれは、香川大学と愛媛大学の教育研究の実績を生かして、環境保全活動を推進する法曹を養成することを目指しています。

2. 香川大学と愛媛大学との連合形態のメリット

四国ロースクールは、香川大学と愛媛大学との連合という組織形態を採っていることにより、法曹養成教育の人的資源および物的資源を広く両大学から確保することができます。両大学において授業を実施するだけでなく、愛媛大学にアイアイ法律相談所を設置し、別個に高松市においても無料法律相談を実施しており、これらにより地域に貢献し、学生に法曹として「親身に地域住民の生活を支える」意義を学ばせています。また、毎年、愛媛大学法文学部教員と共同のFD研究会を開催し、両大学における法曹養成教育の主体の充実を図っています。

さらに、本法科大学院が香川大学と愛媛大学との連合組織であることにより、四国全域に係る四国弁護士会連合会や四国ロースクール後援会の強力な支援を得ており、四国内の弁護士、企業、地方自治体、大学関係者等の協力を得ることが容易になっています。その協力による実務家教員の授業、四国各地での法律相談会の開催、エクスターンシップの実施、弁護士の学修支援、弁護士と学生との交流会等によって、学生は四国の各地域の法的事情の理解を深め、地域住民の生活を支える意欲を強めてきました。

弁護士になった修了生が主に四国において活動しているのは、その成果でもあるといえます。両大学の連合という組織形態は、このようにして両大学及び四国地域を基盤にして、教育の理念及び目標である「親身に地域住民の生活を支える法曹の養成」の達成のために、積極的な役割を果たしているのです。

3. 教育の理念及び目標についての現在の達成状況

四国ロースクールは、多数の高い資質の入学生を確保することについて構造的に不利な状況にある地方小規模法科大学院であるので、特段に効果的な教育をする努力を重ねてきたにもかかわらず本法科大学院の司法試験の合格結果がなかなか期待される状況にないことについては、大変遺憾に思っています。それとともに、四国地域を基盤にした教育によって主に四国地域の法曹を輩出することが、教育の理念及び目標である「親身に地域住民の生活を支える法曹の養成」の達成にとって必要なことであり、そのために、本法科大学院としては、全国平均を下回る合格率であっても持続して司法試験合格者を輩出することが重要であると考えています。弁護士になった修了生のほとんどが四国において開業している実績は、本法科大学院の存在意義を明らかにしています。

四国ロースクールでは、入試方法及び教育内容・方法等のさらなる改善によって、高い資質の入学生の確保と教育成果の向上を実現することは可能であると考えており(実際に平成22年度は司法試験合格率が高かった。)、司法試験合格率が向上するよう、次のように現在の課題を分析し、改革・改善の取り組みをおこなっています。(以下、太字および下線で強調する点を表記します。)

4. 現在の課題と改善の取り組みについて

《新司法試験の合格状況について》

(1) 現状の取り組みと課題の分析

- ① **新司法試験の合格者数**・・・・・・・・新司法試験の合格者数は、平成18年度修了者7名、平成19年度修了者5名、平成20年度修了者4名、平成21年度修了者6名、平成22年度修了者1名の計23名である。
- ② **合格者数の低迷の原因**・・・・・・・・平成22年度の合格率は**19.2%**と向上したが、平成23年度は4.55%、平成24年度はやや持ち直して5.13%となった。合格者数低迷の原因の一つは、地方に位置する小規模ロースクールのため、**司法試験に関して競争意識が薄く、受験に向けた取り組みが遅い傾向にあるため**と考えている。それとともに、本法科大学院は**法学未修者がほとんどで、短期間に法的能力を高めるために大きな努力が必要とされる学生が多い**ため、良好な合格率を回復し維持するべく**積極的な対策**が必要と考えている。
- ③ **起案応力向上の指導の必要性**・・・・・・・・平成23年度および平成24年度においては、新卒者の合格者がいなかったが、平成24年度は、**短答式には新卒者の受験者全員が合格し、基礎学力は着実につけていると思われるが、新卒者の最終合格者は0人であった。起案能力の向上のための対策**が必要であると考えている。

(2) 今後の改善策について

- ① **教育改善の基本方針**・・・・・・・・着実に司法試験合格者を輩出するために、**小規模法科大学院としての本研究科の優位性を活かし、修了生及び在学生へのキャッチボール指導**ともいえるきめ細やかな個別指導の強化が必要とされる。そのために、他の法科大学院および外部の機関・団体とのFD活動や内部での教育情報の共有化を通じて絶えず教育の内容・方法を検討し、継続して必要な改善を推進する。
- ② **全体FD研究会および専門分野系FD会議の推進**・・・・・・・・遠隔会議も視野に入れた**教育情報の共有化の確立**を推進する。積極的なFD活動推進の成果を、個々の教員のみならず本法科大学院全体としての教育力の向上や適正かつ厳格な成績評価等に具体的かつ継続的に繋いでいくこととする。授業科目間で**授業内容の相互調整**を行うことと、複数の教員が関与する**基礎演習、総合演習等の授業の内容について担当教員間で緊密な協議調整**を行うことを、引き続き常に**FD活動の重要課題**として取り上げ、周到に実施していく。
- ③ **学生アカデミックカルテの活用**・・・・・・・・学生1人につき教員2人を担任として割り振

る指導教員制を導入しており、指導教員は、履修・学習相談を含む各種の相談に対応し、学生ごとに作成された学生カルテも利用して、必要な指導・助言を行う。平成 24 年度新入生（6 人）からは、学年主任制を採用し、当該学年の学生全員に共通する主任 1 人と副主任 3 人をあて、主任と副主任 1 人とがペアになり 3 組がそれぞれ新入生 2 人ずつを担当しており、平成 25 年度以降も本制度を継続していくことにしている。

- ④ 若手弁護士・修了生チューター制度の活用の強化・・・・・・・・これまで、四国弁護士会連合会の支援を得て、地元の若手弁護士がチューターになり学習支援を行ってきた。弁護士チューターは、法律基本科目等の授業について、教員のみでは対応しきれない学生からの個別の質問や相談に応じ、若手弁護士にしかできないであろう助言を行っている。また、本法科大学院の修了生で短答式試験に合格した者が、論文式試験合格までの間チューターになり、自らも授業に参加したうえ後輩学生の質問に応じたりしているが、これらのチューター制度によって得られた個々の学生の教育情報について、全体 F D 研究会等を通じて授業担当者へのフィードバックをより確かなものにしていく。
- ⑤ 他の法科大学院および外部の機関・団体との教育情報共有化の推進・・・・・・・・島根大学法学研究院・四国弁護士会連合会・愛媛大学法文学部・香川大学法学部他のこれまで実施してきた共同 F D 活動のほかにも他の法科大学院や機関・団体との意見交換を強化・推進し、教育情報の収集に積極的に努めていく。とくに専門分野系の各科目について、教育成果を上げている法科大学院の授業内容・方法との比較検討を行う。例えば、授業のレベル、問題作成のレベル（知識確認型かと思慮力確認型か）、双方向授業の内容（学生の消化能力を高めているか等）、分かり易い授業にするための教員の工夫例等を比較検討する。さらに、学生からみて魅力ある授業内容となっているか、自学自習と授業との連携の程度、自学自習の方法についての教員の関与等も検討し、全体としての教育の質の向上を図っていく。
- ⑥ 修了生への学習支援の強化・・・・・・・・着実に司法試験合格者を輩出するためには、法科大学院の修了後 5 年以内に 3 回受験が可能な現行の司法試験制度を鑑みると、小規模法科大学院としての本法科大学院の優位性を活かした修了生への継続した学習支援の強化が必要となっているものと分析している。本法科大学院では、法務研修生制度を活用し、自習室を提供して法律図書（TKC の利用サービス等を含む。）や教員との距離が近い学習環境の下自学自習の便宜を図ってきた。しかし、近年、経済的要因もありロースクール修了後自宅に戻る修了生が増えている。そこで、修了後も大学構内に戻り、優れた学習環境下で学習を継続するために、大学に修了生を呼び戻す方策を強化する必要がある。修了生間の希薄なつながりの中、自主ゼミを結成する手助けをしたり、教員などの指導者が指導する体制の構築も必要である。大学内において、司法試験合格に直結すると思われる魅力ある企画の実施も強化しなければならない。そして、これらを周知するため修了生への H P等を利用した情報提供を徹底する。

《入学者の選抜について》

(1) 現状の取り組みと課題の分析

- ① 入学者選抜の基本方針・・・・・・・・本研究科の入学志願者・受験者数は減少の傾向にあり、入学者数も定員を割り込む状況となっている。この原因は、進学希望者が大都市部の法科大学院に集中するという全体的な傾向とともに、本法科大学院修了生の司法試験合格者数・合格率が全体と比較すれば低い水準にあることから、進学希望者に対する訴求力が低下していることにあると考えられる。もっとも、本法科大学院は、毎年コンスタントに司

法試験合格者を輩出しており、また、大規模校では困難と思われる親身な少人数教育の実践や学習環境の充実といった点は、本法科大学院の自負するところである。特に、四国に唯一の法科大学院という特徴を生かした、四国弁護士会連合会・地元法曹等との協力関係のもとでの教育面での充実、司法修習修了後の高い就職率は、本法科大学院あるいは四国の地で学ぶことの大きな魅力である。そこで、今後このような本法科大学院の特色・魅力を伝えるべく広報活動を充実するとともに、一人でも多くの志願者が得られるように、受験機会の拡大、より受験しやすい入試制度の構築等に取り組み、これにより、現状の改善を図ることとしている。

- ② 入学試験の実施回数・・・入試の実施回数は、平成 20 年度までは 1 回であったが、21 年度以降は 2 回実施している。近隣の大学の実施日とできるだけ重ならない日に設定した。加えて、平成 23 年度以降の入試は前期試験も新たに実施し、前期・後期の入試会場を東京及び関西にも設けている。平成 24 年度入試から、学外検査場を愛媛大学にも設けている。平成 24 年度入試から 2 年コース生を内部振り分けではなく、別個の試験で選抜している。
- ③ 志願者倍率の動向・・・平成 17 年度以降志願倍率は 5 倍前後から低下傾向にあり、平成 21 年度と 22 年度は 2 倍強となった。23 年度は 2.35 倍となっている。競争倍率は、平成 17 年度以降 2 倍前後で推移していたが、平成 22 年度は 1.08 倍となったが、平成 23 年度は再び 2 倍を回復し、2.05 倍となった。平成 24 年度の入学試験の受験者数は 43 人、合格者数は 17 人であり、競争倍率は 2.53 倍となっている。
- ④ 入学定員の削減・・・平成 21 年度入学試験の志願者が減少した状況も踏まえ、法曹養成教育を受けるに適した質の高い入学者の確保につながる入学試験の競争性を確保するために、平成 22 年度以降の入学定員を、従来の 30 人から削減して 20 人としている。
- ⑤ 入学者の質の確保・・・平成 21 年度入学試験からの合否判定において、最低合格基準を設定して厳しく判定するなど、質の高い入学者を確保する措置をとっており、今年度以降も引き続き最低合格基準を設けることによって、学力が一定レベル以下と判断される学生は不合格としている。

(2) 今後の改善策について

- ① 今後の改善策の基本方針・・・志願者数の量および質の確保を図りながら、志願倍率および競争倍率をさらに向上させることを旨とする。質の高い入学者を確保するために、入学試験のあり方を再検討し、教育内容・方法等をいっそう魅力あるものに改善し、本法科大学院の魅力をアピールする広報体制を強化するなど、格段の工夫と努力が必要であると考えている。
- ② 広報体制の強化・・・競争倍率 2 倍以上の確保を目指して、本法科大学院の志願者及び受験者を増加させる。そのために教育指導体制を強化し、教育内容・方法等をいっそう魅力あるものに改善して、新司法試験の合格状況を改善するとともに、広報体制について次の強化策を講じる。
 - (i) 合同入試説明会などにおいて、参加数を増加させ、かつ、本法科大学院の教育内容・方法の魅力等に関する説明内容を充実させる。
 - (ii) web サイトにより情報収集する志願者が増えている傾向にあることを考慮し、web サイトによる教育内容や入試などに関する情報の発信を強化・充実させる。
- ③ 複数受験会場の確保・・・前期・後期試験の入学試験体制を維持するとともに、県外における複数の入学試験の実施会場及び愛媛大学の試験会場を維持し、受験者数を増加させ競争性の確保を実現する。実施会場については、平成 25 年度入試から、関西を中止

し、前期・後期日程共に、香川大学以外では東京会場と愛媛大学で実施しているが、関西会場の復活とともに、その他の地域でも実施するべく検討する。

《入学者定員の充足について》

(1) 現状の取り組みと課題の分析

- ① 定員充足率低下の原因・・・平成 24 年度入学者選抜において定員充足率が 5 割を割った理由としては、本法科大学院の司法試験合格者の数が少ないこともあるが、全国的に受験者数が減少し、また、司法試験合格者数の多い大都市所在の大規模校への入学指向に変化がないため、本法科大学院への受験者数が伸びないからと考えている。さらに競争倍率 2 倍の確保を重視し、合格者数を厳しく制限したために、残留率の低下とも相まって定員充足率が 5 割を割ったものと現状を分析している。
- ② 入学者減少の影響・・・入学者が減少したことによる双方向的・多方向的な授業への影響、選択科目の開講への影響は特になく、また、入学者数が減少したことによる教育方法（授業方式）についても特に変化はない。むしろ少人数で、講義形式でもじっくり質疑応答することがしやすくなったと考えている。ただし、学生の絶対数が少なく、学生が多数の任意のグループを作る基盤が小さいため、自律的な自学自習が弱体化することが懸念される。

(2) 今後の改善策について

- ① 今後の改善の基本方針・・・本法科大学院の特色・活動を積極的にアピールする広報活動・説明会の強化、学生の経済的負担の軽減、複数回数・会場での入試実施、入試合格者への公開プレスクールによる事前教育、平成 22 年度入学試験についてから創設し設けた特別授業料免除制度等を引き続き継続し、四国を中心としつつ全国から多数の優秀な受験者及び入学者を獲得して現在の入学定員の充足を図る。
- ② 今後の具体的な改善策として、以下のような改善策を入試・広報委員会を中心として検討しており、平成 25 年度から早期に導入・実施したいと考えている。
 - (i) 募集形態の変更・・・現行の前期・後期・二次募集という形態では、二次募集の告示が後期入試合格発表後となってしまうこと、また、ここ数年の状況からして二次募集はほぼ確実に実施する必要があることから、募集形態の変更（A・B・C 日程など）を検討している。
 - (ii) 適性試験第 4 部の利用・・・二次募集も併せれば都合 4 回の入試を行うことが基本となることから、入試日程の一部において、適性試験第 4 部の利用を検討している。この場合、独自の小論文試験が省かれるため、受験者の増加も見込める。
 - (iii) 転入学制度の導入・・・なんらかの事情で、現在在学する法科大学院での修学が困難となっている者にたいして勉学継続の機会を提供するという趣旨で転入学制度の導入を図る。これにより、本法科大学院における学生定員の充足率の向上が期待される。なお、単位認定については教務・設備委員会とともに検討を進める。
 - (iv) 長期履修制度の導入・・・主に経済的事情により、標準修了年限では課程修了が困難な者に進学及び司法試験受験の機会を与える趣旨で、長期履修制度の導入を図る。長期履修者についてのカリキュラム編成については教務・設備委員会とともに検討を進める。
- ③ 四国の各大学との連携強化・・・現在実施している、四国の各大学（香川大学・愛媛大学・高知大学・徳島大学・松山大学等）において法学系教員の協力のもとで実施している、実務家教員による公開法律講座を含めた説明会の開催を維持継続し、内容を発展させ

る。さらに、四国の各大学との連携を強化し、説明会と学部の講義との関連性を強め、法曹教育の魅力をアピールし、各大学からの受験者が増加する体制を構築する。入学試験実施時期に合わせて、入試説明会の回数、時期を再検討する。とくに、香川大学法学部及び愛媛大学法文学部の教員との共同FD開催（愛媛大学法文学部教員との共同FDを平成22年度から実施し、香川大学法学部教員との共同FDを平成23年度から実施している。）等を通して協力関係を強化して、学部主催の進学説明会に積極的に参画することによりし、学部学生の法科大学院進学を促進し本法科大学院研究科への受験者数を増加させ、多数の優秀な入学者を確保する。

- ④ 入学定員の見直し・・・これまでの入学者選抜の状況を踏まえても、平成25年度入学定員の見直しは行わなかった。平成26年度以降についても入学定員の見直しの予定はない。本法科大学院では、学生が切磋琢磨して勉学に励み能力を高めるためには、少なくとも20人程度の質の高い入学者を確保することが望ましいと考えているが、現実的に入学定員の充足率を勘案するならば、教育に影響のない範囲で定員の削減について検討する余地はあると考えている。

5. 平成28年度以降の第3期中期目標期間における教育体制の在り方等についての改善に向けた改革構想アジェンダ

(1) 四国唯一の法科大学院としてのミッションの再確認

- ① 四国における法曹養成教育（ミッション）の位置づけ・・・本法科大学院は、司法改革の一環として設けられた法曹養成の中核機関である法科大学院制度の趣旨に従い、四国各界の支援を背景にして、香川大学と愛媛大学とが連合して設置した法科大学院である。本法科大学院の設置は、司法改革の理念に沿った法曹の養成とともに法科大学院の適正な配置が必要であるという考えに基づくものである。地域におけるリーガル・サービスの需要に応じ、四国地域住民の法曹教育を受ける機会を広げ、地域に根ざし地域で活躍する法曹を養成することが必要であり、また、四国地域の法曹に法学研修の機会を提供することも必要であるからである。四国は、弁護士の数が少ない。全体としても、四国の住民は法的紛争の解決についてリーガル・サービスを受ける機会が少なく、裁判を受ける権利の実質的保障が十分とはいえない。四国に設置された法科大学院において法曹養成教育が行われてこそ、地域に根ざした弁護士が増え、四国及び全国の弁護士過疎の問題が解消され、住民の生活が法的に支えられる保障が高まると考え設置された法科大学院である。
- ② 香川大学と愛媛大学の連合法科大学院・・・本法科大学院は、上記のミッションに基づき香川大学と愛媛大学が連合で設置し、四国弁護士会連合会をはじめ多くの地域団体に支えられて法曹養成教育を実践する専門職大学院であり、かつ、この四国に存在する唯一の法科大学院であり、すなわち四国全体で生み育てている法科大学院といえるものである。
- ③ 法曹養成教育の基本理念と目標・・・四国ロースクールの教育の基本理念は、「親身に地域住民の生活を支える法曹の養成」であり、この四国の地で少数精鋭の教育環境をフルに活用して、法曹を志す意欲のある学生たち全員と切磋琢磨し、優秀な人材を数多く法曹界に輩出することを目標として法曹養成教育を行っている。
- ④ 法曹養成教育の質の確保・・・司法試験の合格率については、平成22年度はともかくとしても、現在のところ伸び悩んでいるのは事実である。だが、そのことはわが国の全体としての法科大学院制度そのものが大きく揺らいでいることと無関係ではなく、とくに地方の小規模法科大学院においては、入学志望者が大都市部の法科大学院に集中するため入学定員を確保することが困難な状況にあることが大きく影響しているものであり、本法科

大学院の教育力そのものが劣っているとは考えていない。そもそも本法科大学院の設置目的からも、本法科大学院を修了し、司法試験に合格して法曹資格を取得した者だけでなく法務博士号を取得した者についても、地域において各方面で活躍しており、その教育成果を発揮している。

- ⑤ 四国における法曹養成教育課程の潜在的ニーズ・・・法の支配をあまねく実現するためには、各地方の様々な階層から法曹を生み出すことが重要であり、そのために法科大学院を全国に適正配置し、地方在住者がその地域で教育を受けて法曹になる機会を実質的に保障することは、日本国憲法 26 条の趣旨はもとより、司法制度改革の目的に直結する重要な理念である。四国においても、本法科大学院の存在が地元志望者の経済的負担の軽減や家庭的事情への便宜のみならず、地域司法の充実・発展に貢献し、さらには、地方自治・地方分権を支える人材を育成するという観点からも重要な役割を担っている。本法科大学院へは、現実にそのような意識を有する者が入学を志望し、県外から四国へUターンすることが多いのが特徴であり、その潜在的なニーズは高いといえる。
- ⑥ 法曹養成制度全体を取り巻く厳しい環境・・・しかしながら、本法科大学院を取り巻く状況は大変厳しいものと認識している。そこで、適正配置と地域貢献を使命とする地方国立大学である本法科大学院としては、ひきつづき積極的に自己点検評価を実施し、内部の組織的FD活動および外部の教育機関・団体等とのFD活動（法科大学院共同FDプロジェクト）を強化し、質の高い法曹養成教育を実践して、常に教育力を向上させることはもとより、とくに地域における法曹志望者を確保することを改善の目標として第 1 に考えていく。そのために本法科大学院は、四国地域の潜在的な教育・人材養成能力を背景に、香川大学と愛媛大学が連合し、四国における唯一の法科大学院のミッションを認識し、これらの利点を最大限に活かして改善に取り組んでいくことを旨としている。

(2) 具体的な改善・改革構想の内容・・・平成 24 年度から本法科大学院の改善・改革構想をまとめその指針としている「四国ロースクール改革構想アジェンダ」により四国の各大学との法学教育コンソーシアムを立ち上げて教育連携による入学者の確保をはかるとともに、本法科大学院に附設する法律事務所ないしは司法教育センターを立ち上げ、質の高い法曹養成教育の機会提供を維持しつつ、実務家教員を含めた法科大学院担当教員が学部を含めた大学全体としての法学教育の質の向上に制度上積極的にかわり、四国弁護士会連合会と連携し新人弁護士への実務研修や地域へのリーガル・サービスを強化することによって、その存在を積極的に内外にアピールし、四国外へ流出している優秀な法曹志望者を確保し、小規模でありながらも質の高い地方の法曹養成教育の責任を引き続き果たしていくことを抜本的な組織見直しの骨子と考えている。それとともに、香川大学の改革プランに呼応したサテライトオフィス事業の一環として無料法律相談等の地域貢献を積極的に実施していくことを念頭に置いて、第 3 期中期目標期間における教育体制の在り方を策定していく。具体的な検討課題として次のような新たな組織改革とその実施を構想している。

- ①「四国における法学教育発展のための戦略的コンソーシアム」の設立・・・全国的に法科大学院が苦戦している影響で法学系学部も入学者確保に苦戦している現状があるため四国在住の大学における法学系教員の連携・ネットワークを構築し各大学における学生確保・リクルートの連携を図るニーズが存する。四国においては、香川大学・愛媛大学・松山大学・徳島大学・高知大学・高知県立大学等の諸大学で法学・社会科学系の学部・学科・コースが存在するが、それらの入学者確保のための広報、単位互換制度の

設置、夏季集中講義の共同実施、法学系学生の交流等に協力するとともに法科大学院進学者向けのプログラムを設置するよう四国地方の各大学に特別教育プログラム等の共同事業の策定を働きかけ、本法科大学院がその実施に協力する。それにより、本法科大学院への進学の動機を高めるとともに、幅広く入学者の入学料免除などの制度等を採用し、入学者の確保を図る。

- ②大学附設の法律事務所ないし司法教育センター設置等による法曹養成教育および地域貢献の推進・・・司法試験に合格しても全国的に弁護士の就職が困難になっている社会状況を踏まえて、大学附設の法律事務所ないし司法教育センターの設置等について検討する。本センターは、本法科大学院の法曹養成教育の支援を行うとともに、司法試験に合格し、司法修習が終了すれば、四国ロースクール出身者ならば100%弁護士として稼働できるという展望を開き、香川大学および愛媛大学の地域貢献および学内ガバナンスに貢献することを目的とする。これは、従来の法曹養成教育に軸をおいた教育とともに、本法科大学院に入学し、修了してからも実務家として活躍できるようになるまでの継続的な法曹養成教育を行うことにより社会に有為な法曹人を育成することが出来、それが本来的な法科大学院の使命（ミッション）と考えるからである。具体的な内容としては、本法科大学院出身の弁護士が設置した法律事務所ないし司法教育センターを香川大学および愛媛大学のキャンパス内におき（仮称；弁護士研修センター）、弁護士資格を取得した本研究科修了生を対象に原則2年間の実務研修を積ませたのち弁護士として独立させることや、企業・自治体などに「組織内弁護士」としての就職を促す組織として機能させることを考えている。このことによって、四国のみならず全国からの本法科大学院への入学志願者の増加を強く期待することができる。その他の活動内容としては、これまでの無料法律相談サービスとともに、地元の法曹への法律情報の提供や四国弁連所属の新人弁護士へのリーガル・クリニック（研修指導）を実施することも念頭におく。これらは本法科大学院の法曹養成教育の専門性を活かした地域貢献の一環として、実務家教員スタッフを中心として運営をおこなうことを予定している。
- ③香川大学法学部および愛媛大学法文学部との協働による法学教育推進のための組織的連携の強化・・・香川大学においては、連合法務研究科と法学部教員が所属する法学研究院という組織が存在し機能してきたが、平成25年度以降はこれが解消されそれぞれ独立した部局へと戻ることが予定されている。だが、法学部と共同のFD研究会等を開催して各教員の教育力の向上を図るとともに、香川大学の全体としての法学教育の質の向上のために組織的な連携を強め、法科大学院の専門職大学院としての法曹養成教育の力を還元していくことを図っていく。それにより香川大学の法学部学生が法曹養成課程（法科大学院）への進学を容易にするための指導を実施するとともに、結果として、それが本法科大学院への入学者の確保に資するものとする。また、本法科大学院に優秀な専任教員を確保できるように、引き続き柔軟な雇用条件を確保できるように措置するとともに、法学部との間での教育連携とともに教員配置を柔軟に行うようにし、優秀な教員を確保する方策を検討する。運営活動、評価活動等についても、作業の絶対量の軽減、事務職員の配置の工夫・参画拡大などを共同で行うことにより、教員が教育・研究に打ち込める環境を整備する。このことは、同様に愛媛大学法文学部へも働きかけていく。

以上

「地域に学び 地域に貢献する」法曹養成に向けて

鹿児島大学大学院司法政策研究科

地域適正配置に関わる地方の法科大学院は、地域に根ざした、特色のある取組を数多く行っており、地元の実務家の協力の下、日頃から実務家との接点をもった学修が可能です。

■法科大学院の地域適正配置の意義と臨床法学教育

(1) 法曹への道が、国民に開かれた、公平な機会を提供する制度であるために「地域適正配置」は必要です。

地域適正配置が必要であることの理由を考えると、東京や大阪だけで法曹養成をすることを考えれば、その意義は明らかです。そうなれば、法曹になりたくても、地方にいて経済的事情や家族の事情をかかえている人は、法曹の道を断念しなければなりません。

現在の地方の法科大学院では、そうした事情をかかえた学生が多く学んでいます。事実として、鹿児島大学法科大学院をはじめとする地方の法科大学院では、その地域出身の学生を多くかかえ、同時に在学する4分の1から3分の1の学生が経済的事情に基づく授業料減免の対象となっており、他の学部や研究科に比べて、極めて高率になっています。法科大学院があって、経済的な配慮を受けることができるからこそ、法曹の道を目指すことができる。地方の法科大学院は地勢的、情動的、経済的弱者に「法曹への機会」を提供する。つまり、国民に公平な機会を提供するために、地域適正配置が必要なのです。

(2) 法曹が、社会の多様なニーズに応えるための「地域適正配置」と臨床法学教育

法曹は、専門職集団全体として、社会の多様なニーズに応えなければなりません。そのニーズの基盤の一つは「地域ごとの特性」です。21世紀は地方主権の時代であり、我が国の各地域が主体性と活力を持って発展するために、法曹の力を必要としています。

各地域は、歴史的に固有の背景をかかえていたり、有人島嶼をかかえていたり、極端な少子高齢化の進む地域をかかえています。その地域ニーズに応えるには「地域についての豊かな感受性」と「深い地域理解」の上で、法曹として自らの専門的な能力を発揮することが求められます。

今後、法曹の職域の多様化はますます進行します。地方においても法律専門家の社会的ニーズが拡大することは間違いありません。すでに行政や企業でのニーズが顕在化しつつあります。

現在、地方の法科大学院は、その地域の法曹が教員として加わっており、その地域事情を踏まえた法曹の在り方を教育しています。地方の法科大学院は、リーガルクリニックなどの臨床法学教育科目を、地域事情を意識して展開しています。また、地域の弁護士の職能開発の取組みをしている法科大学院もあります。

現在、大都市圏の法科大学院出身の弁護士が修習地であったことを縁として地方単位会に採用されているので各単位会の会員数が増えています。その地域で育った法曹とそうした他の地域の生活を経験した法曹とのダイバーシティを確保することが、これからの日本を支える上で望ましい環境であると考えられます。

地方の法科大学院を経て法曹になった人は、その地域で弁護士として活動する「定着率」も高くなっています。地域を支える人材は、地域で養成することが原則です。そのために、地域適正配置とそれを担う法科大学院としてさらに充実を図る努力が必要なのです。

■地域に立脚する法科大学院としての取組例 ——鹿児島大学法科大学院の場合

地方の法科大学院は、地域事情に合わせ様々な取組を行って、地域に貢献する法曹の養成に取り組んでいます。

たとえば、鹿児島大学法科大学院では、上記「地域適正配置」の意義に沿う取組として、次のような法曹志願者への経済的支援や学修上の配慮、臨床法学教育を踏まえた地域貢献の取組を行っています。

(1) 経済的事情や生活上の事情をかかえた法曹志願者への経済的支援・学修上の配慮

①経済的支援：授業料減免制度と奨学金制度

地方には、優秀でありながら、経済的事情をかかえているために法曹への道をあきらめる人がいます。鹿児島大学法科大学院では、**経済的な事情をかかえながら法曹を目指す人に手厚い支援**を行っています。大学全体としての家計基準による授業料減免制度があり、これに加えて、成績優秀者のための法科大学院独自の授業料免除制度と奨学金制度を導入しています。

※例えば、大学全体の制度で経済的事情から授業料全額免除を受けることができ、入学時または前年度の法科大学院での成績が上位 3 位以内であれば、年間授業料全額の免除に加え授業料の半額の 40 万 2 千円の奨学金を受けることができます。(上述の大学全体の制度の経済的事情による授業料減免に相当する学生は主として家計基準で決定されるので、成績にかかわらず支援の対象になります。このほか、成績上位 3 位以内であれば経済的事情にかかわらず最大授業料全額免除相当の奨学支援を受けることができます。)

②学修上の配慮と経済的支援：長期履修制度の導入

鹿児島大学法科大学院では、地域に根ざした法曹養成を推進するため、仕事や育児、介護などの事情を持つ法曹志願者を対象に、長期履修制度を導入しています。認められれば、標準年限を超えた履修計画で法曹を目指すことができ、授業料は標準年限分ですみます。

※例えば 3 年標準コースで 5 年間在籍する計画であっても、授業料は 3 年分となります。

(2) 地域貢献

鹿児島大学法科大学院は、「地域に学ぶ」授業科目の展開や先端の研究手法を導入したセミナーの実施により、特色ある地域貢献活動を行っています。

①地元法曹界への貢献：法曹の職能開発/向上への貢献

鹿児島大学法科大学院は、司法試験後の法曹の職能開発・向上に貢献する活動を行っています。

・「ロイヤリング実践セミナー」：司法修習・若手法曹のキャリア開発への貢献

鹿児島大学法科大学院では、平成 20 年より地元の弁護士会で修習する修習生と若手弁護士を対象として、法律相談と交渉実践についてのセミナー(ロイヤリング実践セミナー)を開催しています。平成 24 年度のセミナーには、若手弁護士 1 名と修習生 7 名(鹿児島修習は 20 名)が参加しました。このセミナーは、参加者自身が実施した法律相談や交渉場面のビデオ録画とその場面を文字に起こした資料を基に、「会話分析」「ビデオ分析」と呼ばれる社会学の先端的な分析技法を用いて検討するワークショップです。社会学、医学、看護学、臨床倫理学、法律学、英語教育学、都市工学といった、それぞれ高度専門職業人養成に関わる研究者との共同で行われている点にも特色があります。

※修習生は、司法修習の自己開拓プログラムの一部として公式の申請を行って、司法修習の一部としてこのプログラムに参加します。鹿児島大学法科大学院は、法科大学院で司法修習の一部を担うことを認められた最初の法科大学院です。

・「労務マネジメント実務法研究会」：労務マネジメント実務への貢献

鹿児島大学法科大学院では、平成 23 年度より、労働法担当教員と実務家教員が共同し、年 2～3 回程度の計画で、労務マネジメント実務に関わる事例研究を行う「労務マネジメント実務法研究会」を開催しています。この研究会は弁護士のほか、社会保険労務士など関係士業、近隣大学の労働法研究者も参加しており、士業間のネットワーク形成にも貢献しています。

②地域社会への貢献：無料法律相談・法教育

鹿児島大学法科大学院は、南九州地域が有人島嶼や極端な少子高齢化が進んだ地域をかかえることや、地域社会のニーズ対応、中学校・高等学校のキャリア教育のニーズに対応し、下記のような地域貢献をしています。

・離島等司法過疎地における法律相談実習：司法過疎地への貢献と若手の研鑽の場の提供

鹿児島大学法科大学院では、「離島等司法過疎地における法律相談実習」を必修科目としています。平成 16 年度のパイロット・プログラム以来、屋久島・種子島・徳之島での法律相談を実施し、これまでの対応件数は 400 件ほどになります。

現在、このプログラムには、**若手弁護士や参加可能な司法修習生に研修の場として開放**しています。参加希望者が年々増加しており、地元法曹界への貢献にもつながっています。

・司法政策研究センターにおける無料法律相談：地元での地域貢献の取組み

鹿児島大学法科大学院では、授業科目として毎年 11 月の学園祭と合わせて、附施設である司法政策研究センターでの法律相談を実施しているほか、毎月 2 回定期的に無料法律相談を実施しています。これは、大学周辺地域への貢献を想定していますが、県内隅々から相談者が来訪されています。毎月 5 件～6 件、これまで 200 件程度の相談対応をできています。

・中・高等学校のキャリア教育への協力：地域の法教育ニーズへの貢献

鹿児島大学法科大学院は、平成 20 年度から、鹿児島市立玉龍中高等学校の要請に対応し、毎年 120 名程度の中学生を対象に、法曹の仕事や裁判の仕組みについてのセミナーを開催しています。将来法曹を目指すというキャリア教育と司法制度の役割と意義を理解する取組として、これまで延べ 500 名ほどの受講生がいます。

■地方の法科大学院の合格率改善の取組例

一鹿児島大学法科大学院の場合

地方の法科大学院は、その多くが合格率の確保に苦しんでいます。

この状況を踏まえ、各法科大学院は、法科大学院の設置の理念を堅持しつつ、授業の改善や地域事情に合わせたサポートを充実させています。鹿児島大学の例を紹介します。

(1) 司法試験の合格率確保の基本方針

鹿児島大学法科大学院では、合格者確保の課題に対応するにあたり、「地域に学び、地域に貢献する」という法科大学院の設置の理念とカリキュラムの特色を堅持した取組みを行っています。すなわち、合格率の確保は法科大学院として十分に「司法試験」を意識しつつ、法曹として備えるべき資質、素養をより充実させるという、日頃の教育の充実、個々の授業の改善を通じてそれを実現しようとしています。そのことにより、法科大学院全体

の教育の質の改善に取り組むことを基本方針として取り組んでいます。

(2) 合格率改善に向けての取組

平成 21 年度以降、司法試験でも求められる法曹としての基礎的素養の教育についての点検と授業改革を推進し、平成 23 年度より「授業と学修の協働改善」を FD 活動のスローガンとして、学生の学修方法に踏み込んだ FD 活動を展開しています。同時に、修了後のサポートにも努めており、平成 23 年度、平成 24 年度の司法試験の合格者は、こうした改革全体の成果であり、今後もこの徹底に努め、考え得る限りあらゆる手段を講じます。

①授業改善（FD）を通じた取組み

1, 法的素養の涵養に焦点を置いた授業アンケートの活用など

平成 22 年度以降、授業アンケートを大幅に改革し、法曹に必要な基礎的素養を涵養することに向けての授業改善を目的として、客観的な視点から、法曹として身につけるべき基礎的素養、マインドとスキルを涵養する授業が実施されているかどうかを問うものとなりました。

たとえば、法律基本科目については、

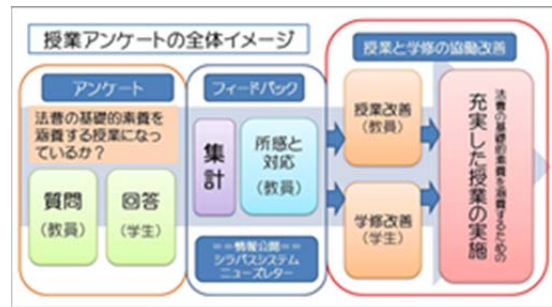
(a) 基本的な法的知識の習得、(b) 法的思考能力、(c) 事実の把握・分析する能力、(d) 法的議論をする能力、(e) 先例のない事案への創造的思考力の涵養、(f) 法的文章作成能力の涵養といった事柄について、「授業での配慮や工夫がなされているか」についての設問を中心に据えました。これらの設問は、司法試験の出題及び出題の趣旨や採点実感等の記載内容に照らして作成されており、教員が授業で念頭に置くべき項目であるとともに、学生の日々の学修でも意識すべき事柄です。このように、質問項目を法曹として身につけるべき基礎的素養を授業で取り扱っているかを中心的な項目として、学生とともに授業の改善と学修成果を上げられるような取組みを可能なものにしていきます。

アンケートの結果については学生に公開し、匿名化するもののニューズレターにも掲載しています。このアンケートの結果に対して、教員からアンケートへの「所感と対応」を示すことで、授業のやり方の調整や学生への学修方法の助言を行い、学生の勉強の内容や方法の改善も促しています。このサイクルの中心に、「法曹として身につけるべき基礎的素養」をおくことで、法科大学院全体としての司法試験の合格率を高めることに繋がる教育の質の改善に取り組んでいます。さらにこうした取組を「授業と学修の協働改善」というスローガンの元で実施することで、教員・学生一体となって法曹養成機関としての成果を確保することに組織を挙げて取り組んでいます。

2, 文書作成能力の涵養

これまでの合格者と不合格者それぞれからの聴き取り、司法試験の結果や再現答案の分析から、不合格となる者は、法律文書の作成能力（特に、事例の分析力、表現力）が不足していることが判明しています。

それに対応するため、平成 22 年度より、学年進行を意識しつつ、全学年を通じて適切な文書作成指導（事実の分析力、論理的思考力、表現力の涵養）を徹底実施しています。すなわち、各科目のシラバスの内容を確認するとともに、毎月の FD 懇談会での報告を求めるとともに、上記アンケートを通じて、この趣旨が学生レベルにまで徹底しているかを



確認しています。

また、実務家教員を加えたクラス担任制度を充実させるとともに、リーガルクリニックなどの臨床系実務基礎科目においても、本学の専任教員に加えて、地元弁護士会の若手弁護士への参加を得るなどしながら、実務家による法律文書作成指導や学修指導の機会を充実させています。

3. その他

授業改善の取組については、月に1回の教授会後のFD懇談会をはじめ、授業参観やネットを活用した授業映像（教員カメラと学生カメラの2画面構成）の配信による授業分析をおこなうなど、徹底した取組を行っています。

② 授業外の学修支援を通じた取組み

1. 司法試験の問題分析検討会

司法試験の2週間程度のちに、受験生や在校生に加え、研究者教員、実務家教員、非常勤教員、学部の教員や地元弁護士会の若手弁護士で、受験者の再現答案や教員による模擬答案などを素材に、10日間程度にわたり、科目ごとの問題分析検討会を実施しています。

ここでは、出題された論点について、それが採り上げられた授業から司法試験の問題に解答するまでを架橋する学修方法を意識して取り上げることとしており、同時に、受験生の次年度への再スタートとしています。この成果を、教員がニューズレターに寄稿するなど、学生の学修方法に影響を及ぼし、学修方法を適切に改善できるよう努めています。

2. 実務家による指導機会の充実

地元弁護士会の若手弁護士によるチューター制度の充実を図り、週2回程度の文書作成指導や受験までの学修計画の指導を継続的に受けることを可能にしたほか、ベテランの実務家教員も学生が組織した自主ゼミに参加するなど、実務家による指導機会の充実を図っています。

また、九州弁護士会連合会が九州・沖縄地区で司法試験の合格を目指す受験生を対象に実施している、先端実務についての「サマーセミナー」への参加や司法試験を意識した「模擬試験」の受験を推奨しています。

3. 競争的環境への緊張感の創出

受験生からの聴き取りでは、地理的事情と少人数教育の弊害として、司法試験の競争環境に対する緊張感を生み出しにくいことが認識されていました。これに対応するため、九州沖縄4大学法科大学院教育連携での他大学学生との同時受講による交流や、九州大学との間での特別聴講学生制度（単位互換制度を活用した留学制度）の導入、既修者コースの導入、競争的な性質を持つ奨学金/授業料減免制度の活用により、競争的環境の充実に努めています。

特に、3年次に九州大学法科大学院に留学できる「特別聴講学生制度」により九州大学で学修している学生から伝えられる情報に、多くの学生が刺激を受けており、今後の成果につながることを期待されます。

4. 帰省するなど鹿児島を離れた修了生への学修支援

修了後、司法試験の受験を継続しているが、経済的な事情で本学を離れて学修を継続する修了生に対して、メーリング・リストを活用した情報提供やニューズレターを配信するなど、司法試験の合格に向けての情報提供を継続しています。また、インターネットを活用し、ゼミへのライブ参加や、ライブ配信、収録映像の配信、メールを活用した答案作成訓練の通信教育を行うなど、遠隔地にいる学生に対する学修支援を充実させています。

KULS ニューズレター No. 41

INDEX

- 民法の学習方法について(1) 要件事実論 (資料編)
- 「ロイヤリング実践セミナー2012」を開催 一鹿児島大学法科大学院の「法曹のキャリア開発」への取組

● 民法の学習方法について (1) 要件事実論(資料編)

法科大学院教育が始まって、民法の学習方法はより実践的な法適用能力の涵養へと大きく舵をきった(学校で、法の文化・歴史・哲学を学ぶという点では大きな代償を払った。)。第1回の新司(平成18年)では直裁に、やや生硬な形で要件事実の理解が問われた。その後、問いはややスマートになった。たとえば平成22年は、事実を「主要事実」「間接事実」「評価根拠事実」「評価障害事実」として位置づける能力が問われている。司法試験で、要件事実についての理解度を問う場として、これまで選択されているのは、譲渡担保(債権譲渡)、債務不履行(履行遅滞)、質貸借、即時取得、代理・表見代理、時効取得である。実務家の思考方法〔訴訟物→請求原因(抗弁・再抗弁)を修得していないと、「事実の拾い出し」、事実の法的意味づけ〕は無理であろう。法科大学院が実務家養成の「学校」であることを今一度かみしめて学習してほしい(学校であれば、10年、20



りと当てはめれば力が足りないように思われたのである。」との記述がある。

【平成20年新司】(質貸借)

平成20年新司の「探点実感」には、「設問1について・・・小問(1)で、問われていることに答えず、要件事実論を長々と記述する答案が目についた。それらの答案は、概して要件事実論としても不正確であり、しかも、要件事実的思考が発揮され得るはずの小問(2)の後半で誤っているものが目立った。実体法の理解が不十分のまま、中途半端な要件事実論を振り回そうとする答案であり、少数とはいえ、懸念される。」との記述がある。

【平成21年新司】

「(1)②は、「Y社が引渡しを受ける際、A社がX社に代金全額を弁済していない事実を知らなかったこと」という事実をY社が主張立証する必要があるかどうかを問う。ここでは、即時取得の要件である「善意」又は「無過失」に関する一般的な論述よりも、上記事実が即時取得の要件である「善意」とは異なるものであることを正確に指摘した上、その評価をすることが求められる。(2)③及び④は、即時取得における過失の評価に関する問題であるが、それぞれの性格は異なる。(2)③は、具体的事実が過失の認定判断に働くかどうか、その理由は何かの説明を求めらるものである。他の分析及び評価に係るものである。他方、(2)④は、過失の有無の判断が占有取得時にされるべきであるという理論的性格を持つものである。以上のように、設問2は、要件事実の基本的知識を確認するだけでなく、実体法上の理論的問題の検討及び具体的事実の慎重な分析と評価を求めるといふ、多面的な性格を持つ問題である。」

【平成22年新司】

「設問1は、第1に、Fが第1訴訟において選択的にする二つの主張の法的構成が、有権代理構成と権限外の行為の表見代理構成(民法第110条)であることを理解した上で、二つの法的構成を区別することができるかどうか、第2に、各法的構成において、事実

①及び事実②の性質を的確に把握することができるかどうかを問うものである。まず、有権代理構成において、事実①はAがCに代理権を授与したことを推認させる間接事実である意義を有すると考えられ、これに対し、事実②は特段の意義を有しない。次に、権限外の行為の表見代理構成においては、事実①は2000万円の融資についてCに代理権があるものと信ずる正当な理由があるとする評価を根拠付けられる事実である意義を有し、それとともに、事実①はAがCに1500万円の限度における代理権を授与したことを推認させる間接事実である意義を有すると考えられる。

また、事実②はCに2000万円の借入れの権限があるかどうかをFが調査しようとして試みたことを意味するものであるから、他の事情とあいまって、正当理由を根拠付けられる事実である意義を有するものとも考えられる。反対に、事実②のうち携帯電話がつかないことは、Cの不審な挙動を示唆するものと見ることができなないものではないから、それにもかかわらずA本人との接触に成功しないまま融資を敢行したこととあいまって、正当理由の評価障害事実になるとして性質把握も一定の説得力を持つ。そこで、適切な理由が付されて解答されているかが問われることになる。」

【平成23年新司】

「まず、基本的な知識についての正確な理解に基づけば、高い評価を得る答案は可能であり、低い評価しか得られない答案には、知識不足がうかがわれた。問われている問題を解くために適切な法律構成を探し出すことができない答案は、知識不足が原因だろうと思われる。」

また、法律の規定に沿って要件を明らかにし、問題文の【事実】の中から要件に当てはまる具体的事実を拾い上げることができると高い評価が得られ、これに対して、要件について論述するもの、それに具体的事実を関係付けられることをしない答案に対する評価は、低くならざるを得なかった。また、具体的な事実が要件を充足するかどうかの論述

があるものの、丁寧さに欠ける答案は、低い評価となり、反対に、この点を丁寧に論議し、高い評価が与えられた。確に論ずるものには、高い評価が与えられた。問われている問題を解くために適切な法律構成を把握しながら、要件について、又は、具体的な事実が要件を充足するかどうかについて、必要な論述をしていないものは、低い評価となった。

これらからは、法律の規定に則し、【事実】に基づき、要件に充足するかどうかを検討し判断するという基本的な作業を習得できているかどうか、又どの程度習得できているかによって評価が分かれることになったと考えられる。

さらに、【事実】を正確に読み、〔設問〕で何が問われているかを正確に理解している答案には高い評価が得られ、そうではない答案は低い評価となることも全体的な傾向として指摘することができる。」（採点実感から）

【平成24年司法】

「設問1は、Fが甲土地の所有権を売買契約により取得した場合と、20年の取得時効により取得した場合について、Fの主張が依拠する民法の実体法規範とそれを支える実体の考え方を正しく理解している内容にして、この理解を各小間で問われている内容に即して規範適用の要件、要件事実及び効果へと結び付けることができているかどうかを問うものである。

言い換えれば、設問1では、要件事実とその主張立証責任について平板に述べただけでは足りず、要件事実理解の前提となる民法の実体法理論について丁寧な分析と検討をし、これを踏まえて要件・効果面へと展開することが求められる。したがって、設問1は、要件事実の理解のみを問うものではなく、実体法の理解を前提とする要件事実の理解を試すものである。」（出題趣旨から）

（参考）「民事訴訟実務の基礎」コアカリキラム

【6】典型的な訴訟物及びこれに関する攻撃防御方法についての具体的な設例（例えば、売買契約や消費貸借契約、賃貸借契約上の権

利、所有権などをめぐる紛争設例を素材とすることが考えられる。）において、攻撃防御方法を把握し、主張の分析・整理をすることができ。

【9】事実認定の対象事実（主要事実・間接事実・補助事実）を具体例に即して説明することができる。

【10】簡易な具体的設例において、事実認定の対象事実の構造（法的主張とこれを直接裏付け又は推認させる具体的事実の関係構造）の概略を説明することができる。

（参考）規範的要件の図（プロックダイアグラム）

『新問題研究』108頁（短期時効取得）、141頁（即時取得）、146頁（即時取得）、『改訂類型別』15頁（瑕疵担保）、98頁（一時使用）、100頁（正当事由）、106頁（信頼関係不破壊）、107頁（一時使用、正当事由、信頼関係不破壊）、117頁（即時取得）、131頁（債権譲渡）、140頁（債権譲渡）

采女博文（民法）

●「ロイヤリング実践セミナー2012」を開催 一鹿児島大学法科大学院の「法曹のキャリア開発」への取組

鹿児島大学法科大学院の司法政策研究センターでは、平成24年9月7日から10日まで、司法修習生や若手弁護士を対象とした「ロイヤリング実践セミナー」を開催しました。このプログラムは、平成20年から実施していますが、今年は7名の修習生（一部参加3名を含む）と1名の若手弁護士が受講しました。司法修習生は、司法修習の選択型修習である自己開拓型プログラムとして公式にこのセミナーの受講を認められており、鹿児島大学法科大学院は司法修習の一部を担当することを認められた、日本で最初の法科大学院です。

ロイヤリングとは定訳がないのですが、相談や交渉、尋問などの相談者や依頼者、相手方とのコミュニケーションを中心として、法廷活動、法情報調査、それを踏まえた事務所運営や経営を幅広く法実践を指す言葉です。セミナーは、模擬法律相談、模擬交渉、実

「先生、謝らせたいんです!!」 ―「ロイヤリング実践セミナー2012」に参加して―

初めまして。新65期司法修習生の定山景と申します。此度、鹿児島大学法科大学院で行われたロイヤリング実践セミナーに参加させていただきました。その時に私が感じたことについてお話ししたいと思います。ロイヤリング実践セミナーでは、参加した修習生が2つのグループに分かれて、対立当事者役の二人それぞれ、模擬法律相談・模擬交渉を行い、紛争の解決を目指しました。今回の題材は、ペットの売買に関する紛争です。私は、買主側の弁護士として、模擬法律相談及び模擬交渉をさせていただきました。

ここまでお話しして、上記タイトルに戻るわけですが、私の依頼者は、ペットショップを謝らせたいと伝えてきました。このように言われた時、ロースクールの皆さんはどのように考えるのでしょうか？ある程度法律を勉強してきた者であれば、法律上謝罪を要求する手段がないという事は分かるはずですし、損害賠償の可能性など金銭による解決を考えるはずですが、しかしながら、この依頼者はお金を求めるのではなく、謝罪をさせるよう弁護士をお願いをしているのです（なお、このお金を要求していないというのが、大いなる誤りであることが後になって判明するのですが…）。



セミナーの様相（センター相談室での実際の法律相談、ライブでマルチメディア教室にて録画中。）

際の法律相談の実践とそのビデオ映像を活用したワークショップを内容として構成されており、司法政策研究センターと徳島大学における臨床教育の在り方についての研究グループとの共同プロジェクトとして、社会学、医療、看護、都市計画、教育学、法学などの分野で実務家（高度専門職業人）養成に直接関係する立場にいる研究者が参加する、ダイ

私を含め、買主側の弁護士役を担当した修習生は、依頼者に満足していただくために、どのように相談に臨むか非常に悩まされてしまいました。我々弁護士は、30分の相談で、依頼者から5000円程度のお金をいただきます。依頼者からすれば高額です。それにも拘わらず、「法律上謝罪をさせることはできません」ということを伝えるだけで依頼者は納得するのでしょうか？案の上、依頼者にそのようなことをお伝えすると、「何故できないんですか？」「お店が悪いんですよ!」「なんで法律が無いんですか?」とまくし立てるように色々なことを言ってきました。私たちが、法律上謝らせることはできないと伝えても、決して納得をすることはありませんでした。このような相談者が相対した場合は、どのように対応すべきでしょうか？ロースクールの皆さん考えてみてください。

私が、司法修習を行う過程で、弁護士の法律相談に立ち会わせていただいた時、法律上の手段を講じても、依頼者の要求を満足させることができないような案件を見ることが少なくありません。しかしながら、弁護士としては、このような依頼者に対しても満足してもらえないサービスを提供することができないよう最善を尽くす必要があります。この意味で、弁護士には法律の知識だけでなく、依頼者の話をきちんと聞くことや、依頼者を説得する技術なども必要になってきます。

今回、このロイヤリング実践セミナーに参加させていただき、実際に自ら模擬法律相談・模擬交渉に携わり、そのことの大切さ・難しさを肌で実感することができました。また、間違ったことを伝えることのできない怖さを同時に実感することができました。司法修習では、法律相談に立会わせていただくことができませんので、このように主体的に模擬法律相談・模擬交渉を行わせていただき非常に勉強になりました。ロースクールの皆さんも、機会があればこのような模擬法律相談・模擬交渉を行うてみてくださいます。日頃法律の勉強をしているだけでは、知ることでできない新しい発見があるはずですよ。

（新65期司法修習生 定山 景）

バーシテイ・プロジェクトになっています。鹿児島大学法科大学院は、司法試験の合格はもろろん、法曹の生涯キャリアを視野に入れて、司法試験合格後のキャリア（職能）開発にも貢献できる法科大学院を目指しています。

米田憲市（法社会学・研究科長）

（制作：鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター 編集：向センターコンポーザー 久木野大輔）

KULS ニュースレター No. 42

INDEX

- 第22回日韓土地法学会大会が開催される一報告者レポート『日韓土地法学会大会に参加して』
- 第60回 法文学部同窓会開催
- 法曹教育向上へ連携
- 図書紹介

● 第22回日韓土地法学会大会が開催される ●

平成24年10月27日(土)、本学郡元キャンパスにおいて、第22回日韓土地法学会大会が開催されました。日韓土地法学会は、日本土地法学会と韓国土地法学会が共同開催する学会大会で、毎年、日本と韓国で交互に開催されています。今回の鹿児島大学法科大学院は、本研究科教員と韓国研究者との国際的学術交流



開催校を代表し開会の挨拶を行う米田憲市研究科長

「震災と法的支援—公法的側面から」というタイトルで報告をしました。参加者には、当然、韓国側の方もいらっしゃるわけですが、9月末に報告原稿を学会事務局に提出しており、韓国語版の翻訳も配布されておりましたので、報告自体は日本語で行いました。

報告の概要を以下簡単に述べます。3.11の大震災とそれに対する公法的支援に限定した上で、その中でも特に公法と言いつる東日本大震災復興基本法と、それを受けて制定された復興特別区域法と復興庁設置法について、その概要を説明しました。その上で、各法についてその問題点と思われるものを指摘し、簡単な検討を加えました。その内容ですが、(1)復興基本法の成立の遅延、(2)基本法の理念、(3)復興に際しての国と地方の関係、(4)国・自治体と被災者の関係、(5)新自由主義的構造改革との関連性、(6)その他、です。

(1)についてですが、法の成立まで3ヶ月もかかっています。阪神大震災に際して制定された、復興基本方針法は震災から1ヶ月ほどで成立しているの compared to、成立が遅かったのは明らかです。成立遅延の理由はいくつかありますが、法の成立直前に、菅直人政権

● 第60回 法文学部同窓会開催 ●

11月17日 第60回鹿児島大学法文学部同窓会(法科大学院修了者も会員)がホテルバレスイン鹿児島で開催されました。写真は、江口正純会長です。司法試験合格者増へ向けての激励の言葉もありました。



法文学部同窓会 江口正純会長



日韓土地法学会大会にて報告を行う、大野友也准教授

への不信任決議案の提出をめぐるゴタゴタなどがあつたことが大きな原因の一つです。

(2)について、基本法は、復興の理念に「活力ある日本の再生」を掲げ、さらに「少子高齢化、人口の減少」「食糧問題」「地球温暖化問題」などの「人類共通の課題」への取り組みを明言しています。これらは、被災者の生活再建と直接の関連性がなく、誰のためか、何のための「復興」なのか、疑問が残るところです。

(3)(4)については、(2)とも関連しますが、被災者のための「復興」ではなく、結局、国がやりたいことをやるための法制度ではないか、と思われるような内容になっているのではないかと指摘しました。

さらに(5)では、その内容が、とりわけ自民党政権のもとで推し進められてきた「新自由主義的改革」と軌を一にするものであり(復興「特区」という制度がそれを象徴するわけですが)、これも被災者のためのものではないことを示しているのではないか、という点を指摘しました。

(6)は新聞等で報じられていた問題点(復興庁の権限の弱さや復興交付金の配分額の基準の不明確さなど)を箇条書き的に指摘したもので、当日は時間の関係で報告をカットしました。

● 法曹教育向上へ連携

11月19日付け南日本新聞22面に、11月18日に行われた、地方国立大学法科大学院7校による会合の記事が掲載されましたので、紹介します。

鹿児島大学など地方国立大にある7カ所の法科大学院の研究所長らによる会合が18日、鹿児島市内のホテルであった。小規模校同士の初の試み。地域の法曹志願者・司法試験合格者を増やす取り組みや地域貢献、教育改善などについて論議し、今後も協議を継続すると確認した。

参加したのは鹿大のほか、琉球大、熊本大、香川・愛媛大、島根大、静岡大、新潟大。会合では各校の取り組みや、政府の法曹養成制度検討会議の動向などについて情報交換した。

琉球大の渡名喜庸安・法務研究所長は「司法過疎解消など地方のロースクールに課せられた使命や期待は大きい。維持発展につながる連携を深めたい」。鹿大の米田憲市・司法政策研究所長は「地方で法曹を育てる意義を再確認した。情報を共有し教育力の向上に努めたい」と話した。

(11月19日 南日本新聞朝刊)

報告は私がトプバッターで、このあと、韓国側日本側の報告が交互になされた。報告者とタイトルだけを以下に記しておきます。金相珍(世明大助教授)「韓国の災難および安全管理基本法関連報告書」、堀田親臣(広島大学教授)「大震災と私法的支援―借家関係を中心に―」、金敏圭(東亜大教授)「自然力の介入による被害に対する韓国の私法的救済の現状」。

以上、4つの報告の後、質疑応答がなされました。私への質問が多く、また韓国側の参加者からの質問が非常に多かったことが印象的でした。質問の内容ですが、被災地の現状、被災者のニーズなど、現場に行ったことのない私には答えにくいような現状に関する質問や、新自由主義的改革と軌を一にするような「復興」支援に対する批判はないのかといった報告の不備に対する質問などが出ました。また、私以外への質問も数多くなされ、予定の時間を1時間近く超える積極的な討論がなされました。

参加しての感想ですが、学際的な(ここでは公法と私法)の研究協力が必要だということを実際に肌で感じた、ということが挙げられます。堀田教授の報告でも、被災者の救済という面が不十分であることが明らかにされましたが、借家法関係の問題は、憲法を専門とすると私が知らない問題ばかりであり、とても勉強になりました。こうした「復興」に関する諸問題は、やはり学際的に取り組む必要があると思われま

す。また今回は韓国側からの参加・報告もあつた国際的な学会だったわけですが、韓国の実情やそこから浮かび上がる日本の課題などもあり、学際的な研究のみならず、国際的な研究協力も必

● 図書紹介

みなさんの学習の手助けとなるおすめの本を不定期でご紹介させていただきます。

今回は、刑事訴訟実務の基礎・刑事模擬裁判をご担当頂いている、神田浩行先生(福岡高等検察庁宮崎支部・検事)ご推薦の図書です。

これらの図書は、総研棟7階司法政策研究センターにて貸出中です。是非、手にとってご覧下さい!

● 刑事訴訟法講義【第4版】 池田修・前田雅英 (東京大学出版)

通読用の基本書

難易度 ☆

【刑事訴訟法B】でも参考図書にあがつている基本書。通読して知識の土台を作り上げるために役立てて下さい。

実務家と学者の共著、という点で、実務・判例にも対応しています。

● 刑事訴訟法講義(四訂版) 裁判所職員総合研修所 監修 伝聞はこれでバッチリ?!

難易度 ☆

ご存じ、裁判所職員研修用教材の刑事訴訟法版。特に、公判部分は充実しているそうです。

神田先生曰く、伝聞について一番わかりやすく書いている本とのこと。

色々読んで、考えて、混乱した時にこそ活躍するかも?!

要であると感じました。加えて、韓国側の参加者が非常に積極的に質問をする姿勢にも感銘を受けました。学会・研究会において、報告に対処しすぐに質問が出ないということは、日本ではよくありますが、韓国側の参加者の姿勢は、そういったものではなく、疑問に思ったこと、知りたいことは積極的に聞く、というものだったように思いま

本を借りたいときには?

- ・貸出方法:貸出簿に必要事項を記入(貸出、返却の際は久木野まで)
- ・貸出場所:総研棟 7階センター
- ・貸出期間:1週間
- ・貸出時間:平日10:00~17:00

※こちらで示している難易度とは、4冊の中の相対評価です。

● 増補 令状基本問題 (上) (下) 新関雅夫 池田修 他 (判例時報社)

任官希望者必読!

難易度 ☆☆☆

新人裁判官の中にはこれをばらばらになるほど読み込んでいられる人もいない、必読の書。実務上の様々な問題点について、経験豊富な裁判官が判例を踏まえて解説しています。検察官もこれを勉強した上で令状請求を行うそうです。

● 刑事実務証拠法【第五版】 石井一正 (判例タイムズ社)

この説明が欲しかった!

難易度 ☆☆☆

元裁判官である石井一正先生の著書。

実務家向けに書かれているので難易度は高め。「もっと詳しく説明して欲しいのに」と思ったときにこそ、手にとってみて下さい。参考書として傍らに置いておくとも頼もしい本です。

す。学問を志す人間として、こうした姿勢は見習うべきだとも感じました。自身が報告したという経験も含め、実り多い学会でした。この場を借りて、関係者の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

大野 友也

(憲法: 法文学部法政策学科)

(制作: 鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター
編集: 同センターメンバー 久木野大輔)

KULS ニュースレター No. 43

INDEX

- 平成24年度授業評価中間アンケートの結果について
- 平成24年度[後期]授業評価【中間】アンケートー民事訴訟法B／「所感と対応」に寄せてー

● 平成24年度授業評価中間アンケートの結果について ●

鹿児島大学法科大学院では、学生による授業評価アンケートを実施して授業改善に活用しています。各科目の最終回に行うアンケートのほか、各授業が第7回ないし第8回まで進んだ時期に行う中間アンケートを実施しているのが特徴です。これは、学生の声を（翌年の授業だけでなく）現在進行中の授業の改善にも活かしていくための工夫です。授業評価アンケートの結果については、各教員がそれぞれ授業改善の材料とするだけでなく、教員によるFD懇談会で配布され、ビデオに収録した映像と併せて、授業改善の方向性を議論するための素材として活用しています。また、学生の評価が低い科目については、FD委員会や隣接分野の教員による検証が別途に行われます。

昨年11月下旬から12月上旬にかけて、学生のみさんの協力によって、平成24年度後期の中間アンケートを実施しました。その結果のうち、教員による評価の部分を一覧にしたのが右の表です。中間値を3とする5段階評価（ただし、優劣を強調するため3は調査票の選択肢から外している）で、3.5に満たない評価については「要留意」として対策が必要だと考えられます。今回のアンケート結果は、総じてみれば、前期や前年

度の結果よりも数値が向上しており、3.5を下回る評価が減少しているといえます。

なお、講義科目、問題演習科目、総合問題演習科目の各カテゴリによって講義の目標は段階的が異なるため、同一科目のすべての項目が同じ水準の評価となる必然性はありません。たとえば講義科目においては創造的思考や法的議論の項目は数値が低めになることが想定されます。総合問題演習科目では、法的知識の項目は数値が低めになることが想定されます。この観点から、FD懇談会では、総合問題演習科目でありながら「事実の分析・把握」の評価がやや低い科目があること、講義科目でありながら「法的思考力の涵養」の評価が低い科目があることについて、問題提起と議論がありました。

アンケートに対しては、各教員による「所感と対応」が作成されて、学生に開示されています。授業評価アンケートが学生と教員の対話の機会として有意義なものとなるために、学生のみさんにはぜひとも「所感と対応」に目を通してください。

(中島宏/FD委員長代理)

● 平成24年度[後期]授業評価【中間】アンケートー民事訴訟法B／「所感と対応」に寄せてー●

はじめに

自分なりの創意工夫を凝らし、取り組んできたと自負する「仕事」に対し、他者からの評価を虚心坦懐に受け止めることは難しい。耳障りのよいことは兎も角、否定的な評価になればなるほど、それと真摯に向き合い、その中から有意な要素を抽出し、自らの「仕事」を総括したうえで、再構成する作業へと不断に昇華するという過程が理想だろう。巷間流行の「PDCA」サイクル（これについては、ニューズレター21号参照）に照らせば、

平成24年度後期[中間]授業評価アンケート 集計結果一覧

平成24年度後期(中間)授業評価アンケート(法律基本科目+新司法試験選択科目)

配当年次	履修者数	提出者数	(1)緊張感のある授業になるよう工夫	(2)法事を目指すモチベーションを高める工夫	(3)基本的な知識を修得させるための工夫	(4)法的思考力を涵養するための工夫	(5)事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫	(6)法的議論をすすめるための工夫	(7)創造的・思考力を涵養するための工夫	(8)法的文書作成能力を涵養するための工夫	【1】~【8】平均	科目特性
1年次	5	5	4.6	3.8	4.2	4.2	4.2	4.0	3.6	3.4	4.0	必修
	5	5	4.4	3.2	4.2	4.2	3.4	3.6	2.8	2.8	3.5	必修
	5	5	4.6	4.2	4.4	4.4	4.4	4.4	3.8	3.4	4.2	必修
	6	6	4.4	4.5	4.5	4.8	4.5	4.8	4.0	3.8	4.4	必修
	6	6	4.3	4.2	4.5	4.5	4.5	4.0	4.3	3.8	4.3	必修
	6	6	4.7	4.3	4.3	4.3	4.5	4.3	4.0	3.0	4.2	必修
2年次	8	7	4.1	3.9	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.3	4.1	必修
	5	4	4.5	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.8	4.0	選択
	6	5	4.0	3.5	3.5	4.3	4.0	3.5	4.3	4.5	4.0	必修
	5	5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.6	4.2	4.2	4.2	4.4	選択
	5	5	5.0	4.4	4.6	4.6	5.0	4.8	5.0	5.0	4.8	必修
	5	5	4.4	3.6	4.0	3.6	3.6	3.6	4.0	4.6	3.9	選択
3年次	3	2	4.5	4.0	4.1	4.2	4.2	4.0	4.3	4.4	4.2	必修
	4	4	4.3	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	3.8	4.3	必修
	5	3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.7	4.3	4.7	4.7	4.5	必修
	4	4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	4.1	4.2	必修
	4	4	4.5	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.8	必修
	4	4	4.3	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	3.8	4.3	必修
3年次配当科目平均)		4.4	4.3	4.3	4.3	4.7	4.3	4.7	4.7	4.7	4.5	必修
(3年次配当科目平均)		4.4	4.3	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4	4.0	4.1	4.2	必修

Check (評価)を受けての、Act (改善)であり、これは授業設計者たる教員の側の責務である。

そして、Check 後の直近の時点で、Act(ただし、中間アンケートの場合は、開講時に設定した授業プランを大きく変更することはできないので、微調整にとどまるものと考えられる)に向けた骨太の方針をノウテイスするのが、「所感と対応」の1つの役割だろう。その際、当然の前提として、Check 機能の信頼性が基盤であり、この点、回答者が一桁にとどまるアンケートの現状に鑑みるに、数値化された情報は、ある種の空気感(あるいは、授業現場に醸成された雰囲気)に流されたものを示唆するにすぎないと“引いた”見方もできるかもしれない(そうはいっても、かような雰囲気好転させる責はあると思われが)。

ただ、Check に際して、回答者側の評価の相当性を確保する前提として、対象たる授業科目の意図/授業運営の方針などの理解に齟齬がなく、授業設計者の側と評価回答者の側とで、授業のあり様について意識を共有している必要がある。そうして初めて、ここ数年のFD活動のスローガン、「授業と学修の協働改善」(これについては、ニューズレター9号、20号、35号参照)が可能となるのではないか。そこで、既に「所感と対応」

の中で、適宜言及していることではあるが、この機会に民事訴訟法の授業に関して、その基本理念/授業設計者側の意図を明らかにしたい。

民事訴訟法科目のカリキュラム上の設計

民事訴訟法の名を冠した「民事訴訟法A/B」、「民事訴訟法問題演習」の各科目は、それぞれ民事訴訟法の基礎理論教育の第1段階と第2段階を担うことを想定している。民事訴訟法A/Bは1年次の配当科目であるから、制度趣旨や基本概念、定義などの民事訴訟の基本的知識を正確に理解することを重視するとともに、基本的知識を用いて判例法理等の思考回路を理解することも重視する。民事訴訟法における主要な論議の議論をするための共通言語や思考過程の理解修得の訓練の場であり、これが基礎理論教育の第1段階に他ならない。

これを踏まえて、より応用的な論議を考察したり、あるいは起案などを通して、より具体的実践的に民事訴訟法の思考回路を構築整備するトレーニングを旨とするのが、基礎理論教育の第2段階を担う、2年次配当の民事訴訟法問題演習の目的といえる。たとえば、多数当事者訴訟の法理な

資料 4

山陰法科大学院の取組

2013年1月20日 シンポジウム資料

山陰法科大学院（島根大学大学院法務研究科）では、発足以来、地域に根差した法曹養成機関としてより一層充実・発展すべく、様々な取組を行ってきました。以下に、その主要なものを紹介します。

1. 入試制度の改善

2004年に法科大学院制度が発足するに際し、当初の想定では、合格率は7～8割になるはずでしたが、現在に至るもそれは実現されていません。そのことが法曹志望への魅力の低下を招き、全国的に法科大学院への志願者が激減しています。そのしわ寄せは特に地方の法科大学院に顕著に表れていますが、山陰法科大学院においても例外ではありません。山陰法科大学院を志願する人にとって入試を受験しやすくし、ひいては受験者数を増やすべく、下記のような取組を行っています。

（1）2年コース（法学既修者コース）入試の新設

山陰法科大学院は、発足以来、法学未修者や社会人に対する教育を重視してきましたが、その方針のもと、3年コース（法学未修者コース）の入試のみを実施してきました（その上で入学時に「履修免除試験」に合格した者は1年次の履修を免除し2年次からの履修を認める。）。ところが、近年の全国的な状況を見ると、志願者の激減の影響もあって、受験者が既修者コースに流れる傾向が顕著に現れています。そこで、山陰法科大学院も、2013年度から2年コース（法学既修者コース）を導入し、入学者選抜試験において法学既修者試験を実施することとしました。

（2）2次・3次募集入試の実施、地方入試会場の設置、入試の複数回化

山陰法科大学院を志願する人に対して受験機会を増やすため、2009年度入学者選抜から第2次募集入試を導入しました。また、2010年度入学者選抜からは、本学以外に東京と大阪にも地方試験会場を設けています。さらに、2012年度からは、入試を前期日程・後期日程と複数回化（第2次募集についてはA日程・B日程）するとともに、第3次募集入試を実施しています。

2. 受験者数の増加・確保に向けた取組

近年法科大学院への志望者が激減するなかで、山陰法科大学院への受験者を確保し、増

加させるため、下記のような取組を行っています。

(1) 入試説明会の充実

2005年以降、本学松江キャンパスをはじめとして、島根県立大学(浜田市)、山口大学(山口市)、鳥取大学(鳥取市)で入試説明会を開催しています。特に山口大学では、2011年から、同大学の卒業生で山陰法科大学院を修了した弁護士による講演会も併せて開催しています。本学松江キャンパスでの説明会はもちろんですが、鳥取大学および山口大学での説明会の参加者からも、山陰法科大学院への入学者が出ています。

また、2005年以降、東京、大阪、名古屋、福岡等で開催される大手予備校や新聞社主催の法科大学院進学説明会にブースを設け、教員を派遣しています。

(2) 法律学習雑誌への広告掲載

2012年度入学者選抜から、法律学習雑誌に入学者選抜試験の広告を掲載しています。

(3) 学部教育への協力、法科大学院進学を目指す学部学生への学習支援

島根大学法文学部法経学科からは、毎年一定数の法科大学院進学者が出ています。そこで、2011年度から、学部の専門科目として「法律実務入門」を開設し、本研究科の実務家教員が授業を担当しています。また、法科大学院進学を目指す学部学生を主たる対象として、2011年度から、本研究科の教員による自主ゼミを実施しています。

3. 教育制度・学生支援の改善

認証評価等での指摘や年々の様々な状況の変化に即応するため、山陰法科大学院では、下記のような教育制度・学生支援の改善を行ってきました。

(1) カリキュラムの改定、入門科目の新設

山陰法科大学院では、当初、法学未修者や社会人に対する教育を重視する見地から、教育の積み上げ効果をねらって、春学期・夏学期・秋学期・冬学期の4学期制(クォーター制)をとっていましたが、2008年度に受けた認証評価における指摘をも契機として再検討を行い、法学未修者の学習負担等を考慮した結果、前期・後期の2学期制に移行することとしました。それに伴ってカリキュラムの改定を行い、2010年度から新カリキュラムを実施しています。

また、設置基準の改定により、2010年度より入門科目を設定することが認められましたが、山陰法科大学院では、法学未修者・社会人に対する教育を重視する立場から、上記のカリキュラム改訂にあわせ、1年次前期に「公法入門」「民事法入門」「刑事法入門」各2単位の必修科目、後期に選択自由科目として2単位の「民事法の基礎」を新設しました。

なお、上記のカリキュラム改定は、4学期制を2学期制にするという複雑かつ困難な改訂だったため、必ずしも十分なものだったとはいえません。そのため、再度の改定が課題となっています。

(2) 特徴的で魅力のある授業科目の設定・充実

山陰法科大学院では、地域に根ざした法曹養成教育の実践として「地域と法」の授業を展開するなど特徴的な法曹養成教育を積極的に実施してきており、学生にもおおむね好評です。山陰法科大学院の看板授業科目といってもよい「地域と法」をより一層充実させるため、山陰法科大学院でなければ学べない、しかも山陰地域で法曹活動を行う上ですぐ役に立つ授業科目をめざし、現在、その内容を改善する作業を行っています。

(3) 学生指導体制の改善・充実

山陰法科大学院では、各教科の担当教員による学習指導と併せ、指導教員による日常の指導という二本立ての学生指導体制をとっています。すなわち、学生の各教科の学習については科目担当教員が指導しますが、指導教員は、それをも踏まえて、指導生の日常の包括的な指導を担当します。したがって、学生（および法務研修生）に対する指導は、指導教員によるのが基本線となっています。指導教員は、必ず毎学期の初めに個別に指導生を指導し、指導報告書を提出することとなっています。もちろん、それ以外にも、必要がある限り随時指導を行っています。なお、各学生の指導教員は入学時に決定し、修了するまで（後述のように法務研修生は終了後も）原則として同一の教員が同一の学生の指導教員を務めます。この学生指導体制を改善・充実させるため、山陰法科大学院では、以下のような取組を行っています。

①指導教員体制の改善

当初は、入学してくる学生に対し、全教員が平等に指導教員を担当するように割り振っていましたが、しかし、例えば、実務家教員は研究室に常駐しているわけではないので学生指導を行う時間が限定され、ややもすれば研究者教員と比べて学生指導が不十分になるおそれがあります。そこで、入学者数が減少したことを逆に活かし、学生の指導教員は研究者教員が務めることとして、実質的に指導できる教員による指導教員体制を構築しました。

一方、当初、法務研修生（修了生のうち法務研修生となっている者）に対しては指導教員を置いていませんでしたが、法務研修生に対する指導を充実・強化する方針を決定し、それに伴い、法務研修生にも指導教員を配置しました。法務研修生の指導には実務家教員がふさわしいと考え、実務家教員が指導教員についていますが、指導の実質化を考え、修了以前の研究者教員の指導教員も引き続き指導を担当するという、2人指導教員体制をとっています。

上記のように、学生・法務研修生に対する指導は指導教員が基本的に責任を負っています。そこで、学生・法務研修生の指導を徹底するため、適宜指導教員会議を開催し、指導の充実を図っています。

②「学生カルテ」および「科目別学習記録簿」「学習進捗状況資料」による学生指導の実質化

山陰法科大学院では、各学生が履修した科目の単位取得状況、成績評価、GPA、素点評価の総合点、平常点、小テスト、レポートの評価素点、再試験の結果等に関する成績データベースである「学生カルテ」を学期末ごとの成績評価後に作成し、個々の学生の学習状況のきめ細かな把握をしています。この「学生カルテ」は、2010年度から過去のデータを含めて作成を開始し、現在では、2007年度以後の入学生につきすべて完成しています。

また、2011年度からは、個々の学生が法曹としての能力を修得するためにどのような部分を伸ばす必要があるかを把握するため、各科目担当教員は、各学期の成績評価後、受講生全員について、法的知識があるかどうか、事案分析能力があるかどうか、そして文書作成能力があるかどうか等の観点から診た学習到達度および学習状況に関する記録としての「科目別学習記録簿」を作成しています。「科目別学習記録簿」は、各科目担当教員によって作成された後、保管用以外に1部がコピーされ指導教員に渡されます。そして、指導教員は、学生の個別指導に際し、それを踏まえて踏み込んだ指導をすることが可能となります。

さらに、各指導教員は「学生カルテ」および各科目担当教員から送られてきた「科目別学習記録簿」を基礎に、指導生ごとの「学習進捗状況資料」を作成して手持ち資料とし、今後の当該学生の指導に活かしています。

③FD会議および指導教員会議における各学生の個別分析

山陰法科大学院では、上記のように、個々の学生の状況に応じたきめ細かな指導ができる体制を構築してきましたが、指導教員だけでなく、すべての教員が個々の学生を正確に把握して、共通した効果的な指導に当たることができるように、毎月のFD会議において個別の学生を順次に分析しています。また、FD会議における分析の順番にかかわらず、必要な場合には、適宜指導教員会議を開催し、そこでも学生の個別分析を行っています。

(4) 島根・鳥取両県弁護士会との連携の強化

山陰法科大学院は、山陰地域に根差した法科大学院として、地域の期待のもとに設立されました。そこで、日常的に島根・鳥取両県弁護士会との連携の強化を図っています。なお、連携の内容は教育制度・学生支援の改善に限らず、広範にわたっています。

①三者協議会の定期開催

設立当初から、定期的に（ほぼ年4回）、島根・鳥取両県弁護士会と山陰法科大学院との間で、テレビ電話を利用した三者協議会を開催しています。

②法曹養成教育研究会の充実

山陰法科大学院における法曹養成教育をより効果的、体系的に推進することを目的に、2010年1月8日に「法曹養成教育研究会」が設立されました（なお、2009年12月に研究会設立に向けた準備会を開催しています。）。当研究会は、島根・鳥取両県弁護士会に所属する有志の弁護士と本研究科のスタッフとで構成されています。研究会は、年3～4回の割合で、これまでに11回開催され、着実に実績をあげてきました。特に、次項で述べるアカデミック・アドバイザーの弁護士が多く出席されるため、学生等の実態に即した実践的な議論が多くなされ、毎回たいへん有意義な研究会となっています。

③アカデミック・アドバイザー（若手弁護士）による教育支援の充実強化

山陰法科大学院では、2006年度から、島根・鳥取両県弁護士会に所属する若手弁護士の協力を得て、法務研修生・学生の法律文章作成能力の向上を目指した「リーガルライティング共同研究授業」を実施してきました。さらに、2009年度からは、より広く若手弁護士の協力をいただくため、アカデミック・アドバイザー制度を創設し、①自主ゼミのチューターとしての支援、②本研究科における実務科目授業の補助、③学生・法務研修生の学習・進路相談の仕事を担っていただくこととしました。

そして、2010年度には、正式な称号として「法務アカデミック・アドバイザー」の称号を創設し、当初のリーガルライティングと併せ4つ（4つのうちのいずれか）を法務アカデミック・アドバイザーの業務として依頼しており、現在34名の法務アカデミック・アドバイザー（以下AA）に協力いただいています。

なお、各業務についての詳細は、下記のとおりです。

i) リーガルライティング共同研究授業

上述したように、山陰法科大学院では、法律文書を作成する能力を向上させることを目的とし、AAと共同してリーガルライティングを実施しています。AAの方々には、学生が起案した文書を踏まえて、事案分析や法律文書の起案にあたってのポイントや留意点などを解説していただいています。

ii) 自主ゼミのチューターとしての支援

2010年度から本格的に、学生・法務研修生の自主ゼミのチューターとしてAAに協力をいただいています。2010年度は、学生・法務研修生の間積極的にAAを自主ゼミの

チューターとして活用しようという機運があまりありませんでしたが、2011年度からはたいへん活発に実施されており、大きな成果を上げています。現在修了生・3年生を対象とした自主ゼミが6名のAAによって7つ、2年生を対象とした自主ゼミが3名のAAにより3つ実施されています。なお、AAからは、自主ゼミ実施の都度、その内容の報告をいただいています。

このようにAAが多くの学生・法務研修生の自主ゼミにかかわっていますので、AAとして学生等の状況について気づくことを教員も聞き、共同して個々の学生等の教育・指導に活かしていくよう努めています。個々の学生等についてのAAの所見を指導教員に伝えたり、FD会議で紹介したりしています。また、前記の指導教員会議を自主ゼミ担当のAAと共同で開催して個別の学生等に関する情報を交換したり、法曹養成教育研究会の場で個別の学生等に対する指導方法を検討したりしています。

iii) 実務科目授業の補助

本研究科の実務家教員の担当する「法律実務総合演習」「模擬裁判」等の実務科目授業の補助をしていただいています。

iv) 学習・進路相談

AA制度が本格的に機能し始めた2010年度には、7月に全学生を対象にしたAAによる学習相談会を開催しましたが、残念ながら、思うような効果を上げることができませんでした。そこで、現在では、学生の方から相談の要望があるときは随時AAに相談に応じていただくものの、主として自主ゼミ等の業務の機会に相談に応じていただくこととしています。

(5) 学生に対する経済的支援

山陰法科大学院では、独自の制度として、「成績優秀者の入学料及び授業料特別免除」（特別免除）という制度を設けています。この制度により、各学年5名程度が、入学料、授業料の免除を受けることができます。入学年度には、入学金と授業料全額が免除されます。2年次以降は、授業料全額が免除されます（ただし、継続して授業料の免除を受けるためには、前年度において所定の学業成績を修めていることが必要です）。

また、山陰合同銀行では、「島根大学大学院法務研究科奨学ローン」を設けています。

(6) 長期履修制度の活用

長期履修制度を活用した法科大学院教育は、在職期間中の長期研修制度が完備された事業所がほとんどない山陰のような地域では、地元からの社会人入学（志願）者確保等につながるるとともに、山陰法科大学院の理念にも適うものと思われれます。これまでもすでにこの制度を利用した例がありますが、現に、島根県内の社会人から長期履修制度を利用し

て法科大学院へ入学したいとの複数の希望があり、長期履修制度を活用しながら効果的な教育を実施する方法の検討を行っています。

4. 地域への貢献の強化・拡大

(1) 地域法律相談センター

山陰法科大学院では、2005年4月に、山陰両県の住民を対象にした「地域法律相談センター」を開設し、無料法律相談を実施するとともに、本研究科院生をそれに参加させることにより臨床法学教育の場として活用しています。

(2) 消費者セミナーと無料法律相談、消費生活専門相談員養成講座

山陰法科大学院では、島根県の委託事業として、従来から県内各地において消費者セミナーと無料法律相談を実施してきました。2012年度には、それに加えてさらに、消費生活専門相談員養成講座を実施しました。また、2011年度からは、鳥取県米子市でも、市民・消費者向けの講演と無料法律相談を実施しています。

(3) 島根県立隠岐高等学校における法教育への協力

島根県立隠岐高等学校は、法教育において全国的に先進的な実践を行っていることで有名ですが、2012年度の同校の法教育授業に対し、東大法科大学院の院生とともに、本研究科の院生が、教材作成と授業で協力を行っています。

5. 山陰法科大学院に対する地域・弁護士会等の支援等

(1) 島根・鳥取両県弁護士会との連携の強化

上の3(4)で述べたように、山陰法科大学院は、山陰地域に根差した法科大学院として、日常的に島根・鳥取両県弁護士会との連携の強化を図っています。そこで、設立当初から、定期的に(ほぼ年4回)、両県弁護士会と山陰法科大学院との間で、テレビ電話を利用した三者協議会を開催しています。

(2) 島根大学OB法曹懇談会

2011年から、島根大学の行事であるホームカミングデイの日に、島根大学OB法曹懇談会を開催しています。山陰法科大学院を修了し新司法試験に合格した法曹だけでなく、島根大学の卒業生で新旧の司法試験に合格して法曹となった方々にも呼びかけてお集まりいただき、山陰法科大学院の現状を説明するとともに、協力をお願いしています。

(3) 山陰法科大学院を支援する動き

地方の法科大学院を取り巻く情勢が厳しくなっているなか、山陰法科大学院を支援する動きが強くなってきています。

島根県弁護士会では、2012年10月19日、「地方法科大学院に対する支援を求める会長声明」が発表されました。

2013年1月10日には、地元の山陰合同銀行特別顧問、同銀行会長、島根県知事、山陰両県弁護士会長ら25人が呼びかけ人となり、山陰法科大学院の存続と発展を求める訴えが発表されました。(☞後掲資料参照)

(4) マスコミの報道

法科大学院をめぐる情勢の変化を受けて、マスコミもこの問題を報道するようになっていますが、そのなかで、山陰法科大学院の取組を肯定的に紹介する報道も目立ってきています。

中国新聞は、2010年9月26日、「岐路に立つ地方の法科大学院」と題し、広島大学法科大学院と並べて、山陰法科大学院の研究科長のインタビュー記事を掲載しました。

山陰中央新報は、2012年7月16日、「山陰法科大学院—法曹養成の拠点を守れ」という社説を掲載しています。(☞後掲資料参照)

2012年10月には、NHK松江放送局がローカルニュース「おはよう島根」と「しまねっと610」「しまねっと845」で「岐路に立つ山陰法科大学院」と題し、山陰法科大学院の現状と取組を報道しました。また、12月には、NHKの全国放送「ニュースウォッチ9」において法曹養成制度検討会議の動向に関する報道をする中で、山陰法科大学院について同様の放送がなされました。

入試説明会資料から (1)



育成したい人材像

国際化する都市型地域社会特有の法律問題にも
 対応しうる普遍的で高度の能力を有し、
 「善と正義」を担うという自覚をもった法律実務家

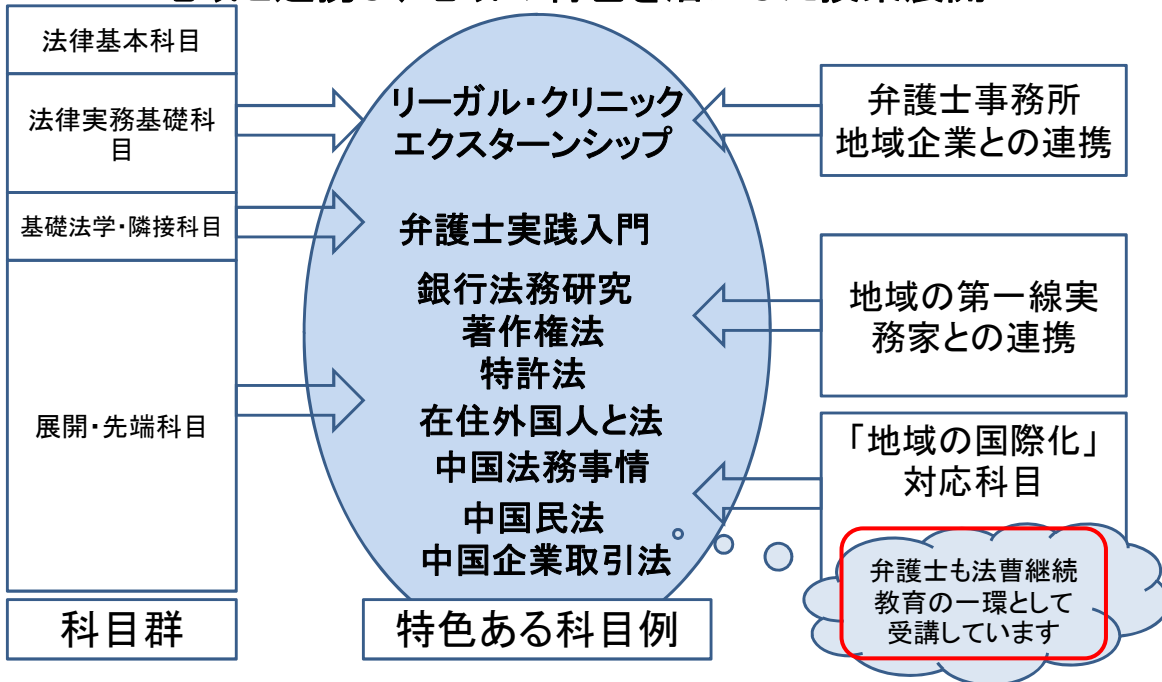
- ① 地域企業の法務、とりわけ**国際化する地域企業**の特性に対応した中国関連法務にも通じた法律専門家
- ② 地域住民の生活に関する法務はもとより、とりわけ**国際化する地域社会**の特性に対応した在住外国人の経済生活や家族関係などにも通じた法律専門家

カリキュラム



国際化する地域社会・経済

地域と連携し、地域の特色を活かした授業展開

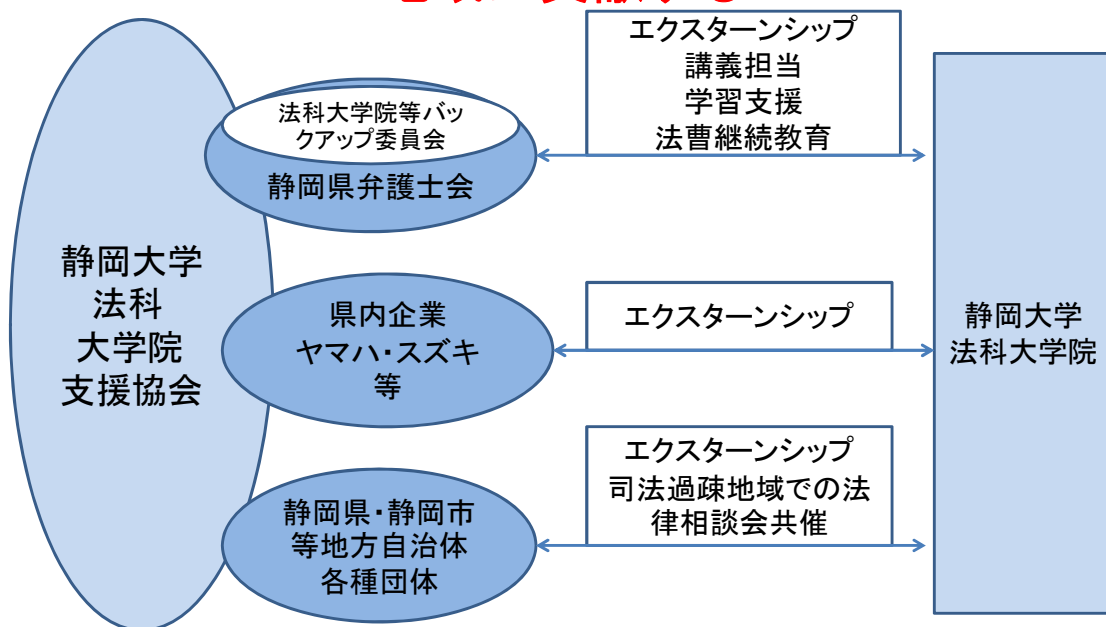


入試説明会資料から (2)

エクスターンシップ



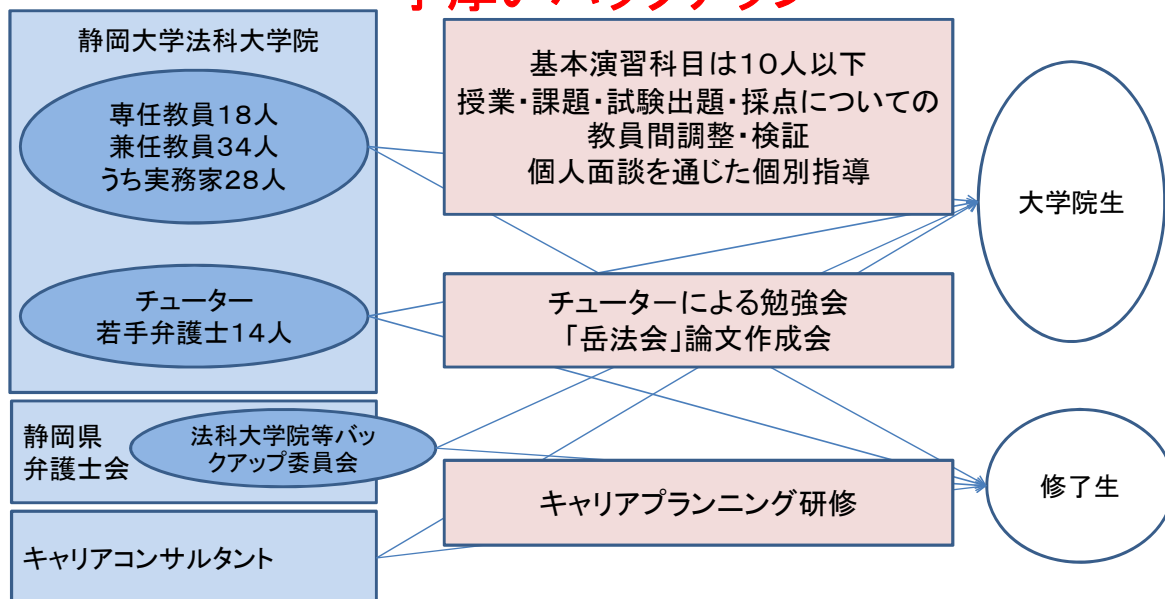
地域と連携し、地域から学び
地域に貢献する



フォロー



お互いの顔が見える少人数教育 &
手厚いバックアップ



入試説明会資料から (3)

1. 弁護士チューター制度

- みなさんの日頃の自学自習を手助けするために、(新)司法試験に合格し、静岡や東京で活躍している弁護士から、指導や助言を受ける機会を作っています。
- ①自主ゼミ支援チューター
 - 授業外で有志の学生が集まって実施している自主ゼミに対する支援を行っています。例えば、司法試験の過去問を実際に解いて答案を作成し、それを弁護士チューターが添削をしたうえで解説をする「過去問ゼミ」が、毎月1～2回、開催されています。
- ②質問チューター
 - 授業や自学自習の中で疑問に感じたことについて、授業以外の場で弁護士チューターに質問をしたり、議論を行ったりすることができ、機会を、隔週で設けています。
- ③授業支援チューター
 - 一部の授業では、専任教員とともに実際の授業に参加して、受講者に助言をしたり、質問に答えたり、さらに、レポートの添削を行ったりする弁護士チューターもいます。



2. 「岳法会」による論文作成会

- 静岡県弁護士会などに所属する有志の弁護士により組織された「岳法会(がくほうかい)」が、毎年10月から3月にかけて10回前後、司法試験に向けた実践的な論文作成会を開催しています。
- (新)司法試験に合格して修習を終えたばかりの弁護士が作成したオリジナル問題について、参加者が解答時間を決めて答案を作成した後に、弁護士から解説を受けます。また、解説だけではなく、各自の答案の添削を受けることができます。

入試説明会資料から (4)

3. 専任教員による自主ゼミ支援・短答式対策ゼミ支援

- 専任教員も、院生の要望があれば、自主ゼミに定期的に参加して、アドバイスをする機会を積極的に作るようにしています。
- 司法試験の短答式試験で出題される法律基本科目(憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法)の厳選した**短答式問題を、実際に解答時間を決めて解答する課外の自主ゼミ**も開催されており、教員も支援しています。

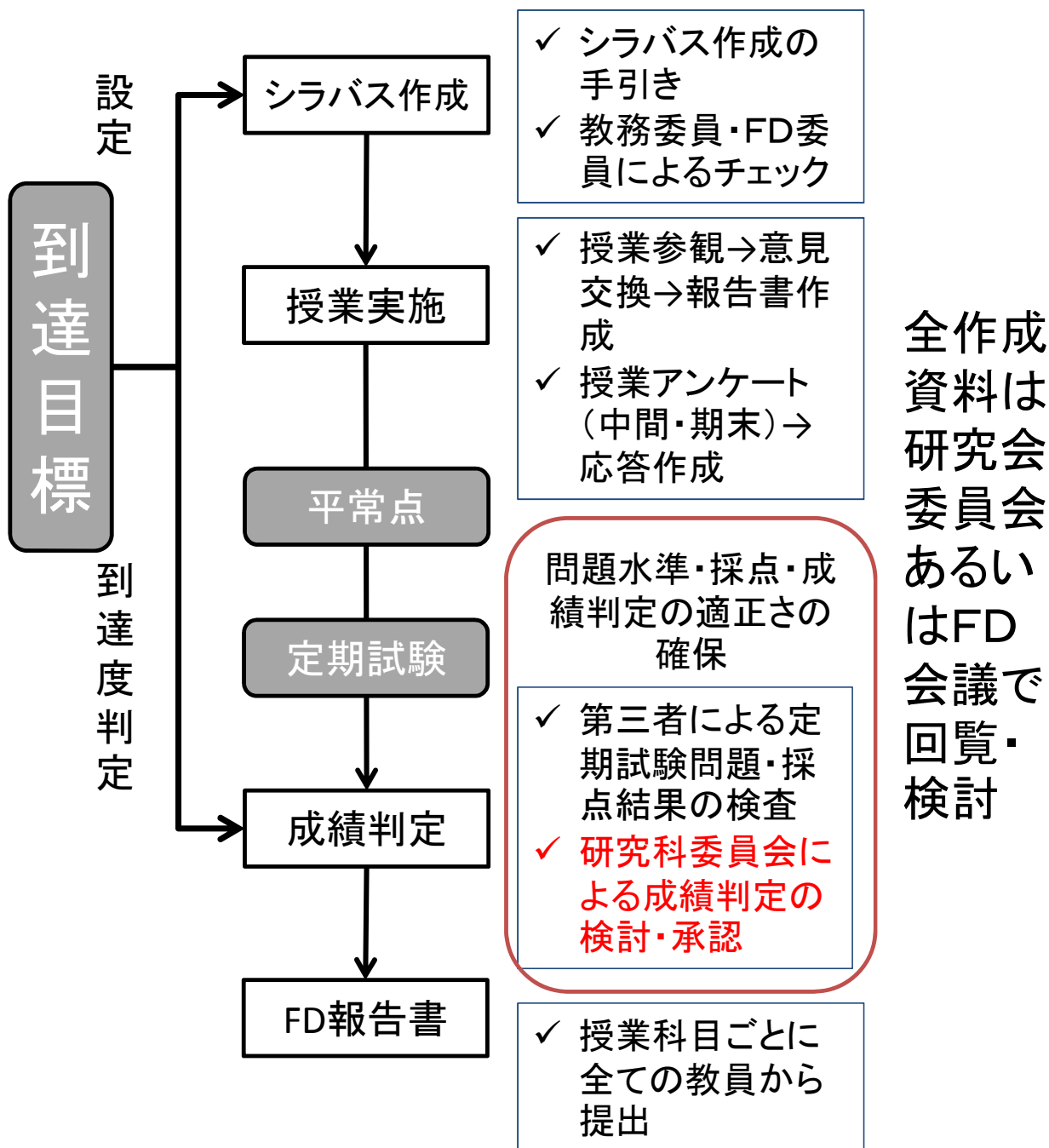


4. 院生に対する学修状況の確認と個別指導

- 法科大学院に設置されている学修状況分析専門委員会や指導教員が、**半期に3回程度、定期的に個別面談**を実施して、各院生の学修状況を把握するとともに、その学修の進捗状況に応じたアドバイスを送るなど、**徹底した個別指導**を行っています。

シラバス作成から成績評価に至るもまで組織的集团的にマネジメント

静岡LSにおける教育マネジメント

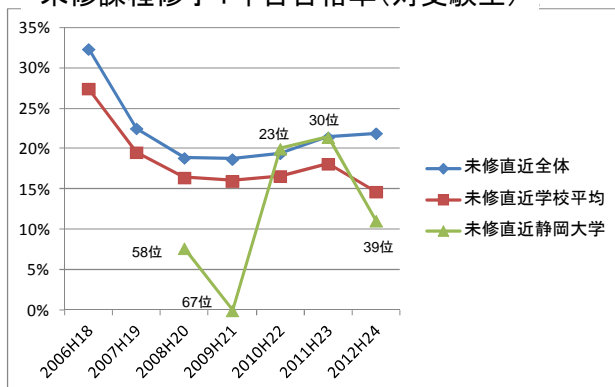


次年度の授業改善へ

司法試験合格率の分析と進路

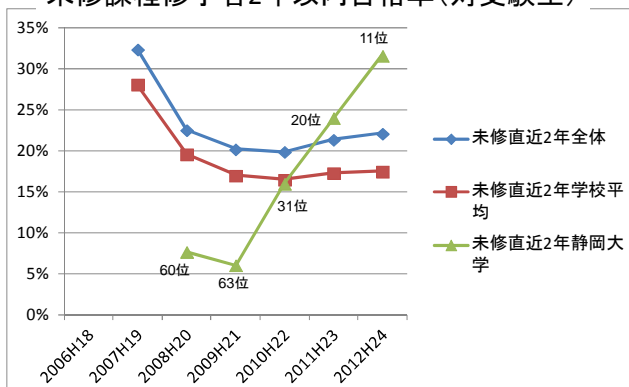
[司法試験合格率]本研究科の平成23年度までの修了者は合計111人である。このうち未修課程が105人(94.6%)であり、既修課程の修了者は6人(5.4%)である。全体の未修・既修人数比率と大きな違いがあるので、司法試験の合格率をみる際には、未修・既修別に合格の状況を検討する必要がある。未修合格率は直近合格率に改善の余地はあるが、全体の水準と同等である。既修課程修了者は全体と比較可能ないずれの指標についても全体の累積合格率を上回っているか、ほぼそれと同水準である。

未修課程修了1年目合格率(対受験生)



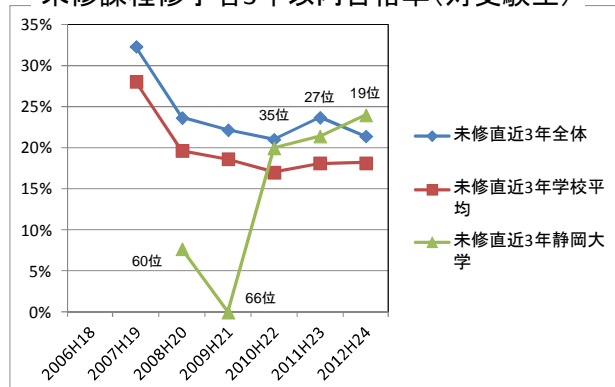
• 修了1年目の受験生合格率

未修課程修了者2年以内合格率(対受験生)



• 修了2年目までの受験生合格率

未修課程修了者3年以内合格率(対受験生)



• 修了3年目までの受験生合格率

静岡大学の2年課程入学者

入学年度	入学試験受験者	入学試験合格者	入学者数	在籍者	修了者	司法試験合格者
2005H17	5	0				
2006H18	16	4	4		4	3
2007H19	7	0				
2008H20	10	1	1		1	1
2009H21	5	0				
2010H22	16	6	4	2	1	
2011H23	17	3	0			
2012H24	14	2	1	1		
合計	90	16	10	3	6	4

• 2年課程修了者6人中4人が司法試験合格

[進路状況] 表に進路状況をまとめた。修習修了者19人中弁護士登録者は16人、うち10人が静岡県弁護士会に登録している。沼津支部登録者の中には、過疎地への勤務を当初より希望し、一年間の事務所勤務経験を経て、当該弁護士事務所法人の下田支所(支店)で勤務している者がいる。また、岩手県の法テラス法律事務所に勤務しているものが1人いる。

司法試験合格者中修習修了者		19
静岡県弁護士会		10
	沼津支部	5
	静岡支部	3
	浜松支部	2
その他弁護士会		6
就職活動中		1
弁護士法5条2号口による7年後の弁護士登録を目指している者		2
	静岡県庁	1
	神奈川県庁	1

非合格者の進路(判明分)		
裁判所事務官		2
検察庁		2
県庁		5
市役所		4
企業等		9
就職活動中		8
受験準備中		33
その他・不明		22

地域からのサポートと地域への貢献

本法科大学院は、静岡県弁護士会のみならず、静岡県議会・静岡市議会を含む県内 65 自治体議会、商工会議所等各界 13 団体の設立推進決議や 10 万人近い県民署名が提出されるなど地域の大きな期待を受けて設置された。静岡大学法科大学院支援協会（会長・後藤康雄はごろもフーズ会長）は、法科大学院設置以来累計 4,674 万円の寄付金を募ってきた。

静岡県弁護士会は「静岡大学法科大学院バックアップ委員会」を正式の委員会として設置している。この委員会は同会内で最大規模の 70 人余りの弁護士で構成されており、弁護士教員の派遣やチューターの派遣にとどまらず、同委員会と連携して組織されている「岳法会」が静岡大学法科大学院在学・修了生向けに「答案作成会」を実施している。静岡県弁護士会決議「法曹人口・法曹養成に関する決議」（2011 年 6 月 3 日）では、地方法科大学院である静岡大学法科大学院に対する継続的な支援を会として確認し、静岡県弁護士会長声明（2012 年 12 月 27 日）では、地域適正配置と公的支援拡充の要請がされている。

一方的な支援ばかりでなく、本研究科も地域への貢献を重ねてきている。本研究科が年 4 回実施している出張法律相談会は、地域の団体と共催して行い、とりわけ司法過疎地で実施している相談会では地元自治体（松崎町等）からたいへん好意的な感想が出されている。

本研究科が提供している中国法関連科目については、現職の弁護士が 7 人、科目等履修生として受講しており、継続法曹教育にも貢献してきている。また、中国法関連では、浙江大学光華法学院の教授 2 名を招き、静岡県弁護士会と共催して「日中学術シンポジウムー中国ビジネス法制の実態」（平成 24 年 12 月 1 日）を開催し、県内外から多くの企業関係者・弁護士の参加も得た。（参加者 90 人）

〈主・共催〉 静岡大学法科大学院・静岡県弁護士会
静岡大学人文学部アジア研究センター
〈後援〉 静岡県・一般社団法人静岡県商工会議所連合会・静岡商工会議所

日中学術シンポジウム 中国ビジネス法制の実態

静岡県には中国をはじめ海外に進出する企業が多く、弁護士など法律専門家には法的支援などおきな役割が期待されている。本シンポジウムでは、中国・浙江大学光華法学院の先生方をお招きし、中国ビジネス法制の特質と最新の動向について相互に理解を深めたい。

■ 報告

「中国ビジネス活動における行政の役割」

浙江大学光華法学院教授 章 剣 生

「中国における民間企業の再建・再編」

浙江大学光華法学院教授 翁 曉 斌

コメンテーター 弁護士・日本国際貿易促進協会顧問 高 木 喜 孝

司 会 静岡大学法科大学院教授・弁護士 山 下 善 弘

通 訳 同 准教授 朱 謙

■ 使用言語

報告は中国語、報告・質疑応答とも日本語による通訳

■ 日程・会場など

- ・日 時 平成 24 年 12 月 1 日(土) 午後 1 時 30 分～5 時 30 分
- ・会 場 B-nest 静岡市産学交流センター7階大会議室（静岡市葵区御幸町 3-21）
参加無料・申込み不要
- ・懇親会 ザ・バカオ・リノグア[予約]電番]費用 5000 円
参加希望の方は、11 月 21 日（水）までに法科大学院係に申込み下さい。

■ 問い合わせ先

静岡大学法科大学院係 TEL/FAX 054-238-4255

【資料】シンポジウム開催の経緯・内容

1 シンポジウム「中国ビジネス法制の実態」の企画趣旨

周知のように、日中間の経済関係がますます密接となり、関連する経済活動が活発化するともに、各種の法的トラブルも増加しつつある。

そうしたなか、静岡県には中国をはじめ海外に進出する企業が多く、弁護士など法律専門家には法的支援など大きな役割が期待される。今春、静岡県弁護士会は、中国浙江省の律師協会と友好協定を締結し、積極的な交流活動を開始したところである。

以上のような状況において、中国法の学修に力を注ぎ、これを特色の一つとしている静岡大学大学院法務研究科（法科大学院）は、静岡大学と交流協定を締結している浙江大学の光華法学院の教授を招聘し、中国におけるビジネス法制の実態に関する報告をしていただき、中国ビジネス法制の特質および最新の動向についての理解を深める学術シンポジウムを開催し、開催することとした。

2 シンポジウムの報告内容

報告(1) 「中国ビジネス活動における行政の役割」

浙江大学光華法学院教授 章 剣 生 1964 年 5 月生
中国法学会行政法研究会常务理事

〈報告趣旨〉

経済活動に関わるルールの策定に関し、行政のあるべき役割をめぐって中国法の考え方を紹介する。日本法の考え方と異なり、経済活動に対する行政の正当な干渉を積極的に認める傾向があり、この報告を通じて行政と経済活動の基礎となる法との関係を明らかにする。

報告(2) 「中国における民間企業の再建・再編」

浙江大学光華法学院教授 翁 曉 斌 1968 年 1 月生
中国法学会民商事法学研究会常务理事・浙江大学アジア法律研究センター主任

〈報告趣旨〉

「国進民退」の潮流のなか、中国の民間企業は、資金調達や融資面では国有企業と比較して公平に取り扱われておらず、近時輸出不振などの影響により、業績が大幅に落ちる傾向がある。しかしながら、中国の民間企業は労働集約型が中心となっており、多くの労働者を吸収しているため、中国政府にとって、それらの民間企業を如何に再建・更生させるかは喫緊の課題となっている。そして、浙江省は中国において有数の民間企業が集中している地域であるため、金融関連の立法などに関する最新の動きを把握することができよう。

地域への貢献～無料法律相談会は年4回、地域団体と協力して県下各地域で実施

回 覧

第23回

無料法律相談会

この相談会は、静岡大学法科大学院と提携協力し、将来法曹を目指す大学院生の実務技能教育を通じた社会貢献活動の一環として開催しております。

ご相談には大学院で教鞭を執る弁護士が応じ、約1時間ゆっくりと皆様のお話を伺いますので、この機会に是非ご利用下さい。

- 開催日：2012年9月13日（木）
- 会 場：松崎町生涯学習センター（松崎町役場隣接）
- 時 間：13:30・15:00・16:30開始
- 定 員：各時間3名 計9名
- 相談担当：静岡大学法科大学院教員（弁護士）
- 時 間：約1時間
- 申 込：8月16日より受付いたします。予約制につき、定員になり次第締切とさせていただきます。

【お申込みについてのお願い】

- ☆ これまで無料法律相談を利用したことがない方。
- ☆ 資料や相談内容を整理したメモをご用意いただくと、相談時間が有効に活用できます。
- ☆ この相談会は貴重な実務教育の機会でもありますので、大学院生が相談の場に同席し、相談内容について弁護士とともに尋ねいたします。あらかじめご了承下さい。

【会場のご案内】



【お申込み・お問合せ】

ライフサポートセンター東部
TEL 055-929-9820
(平日9:00～17:00)

主催：公益財団法人静岡県労働者福祉基金協会
ライフサポートセンターしずおか事業部
共催：静岡大学法科大学院
後援：松崎町・西伊豆町・南伊豆町
賀茂地区労働者福祉協議会
生活協同組合コープしずおか

静岡県弁護士会会長声明 (2012/12/27)

法科大学院の地域適正配置と地方法科大学院に対する支援を求める会長声明

法科大学院制度が平成16年4月に創設されてから約8年を経過した。しかし、現在、様々な困難に直面している。特に、法科大学院の地域適正配置と公的支援問題は喫緊且つ重要な課題である。

そもそも、我が国の法科大学院は、平成13年の司法制度改革審議会意見書にあるとおり、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべき」であり、「その中核をなすものとして、法曹養成に特化した教育を行う『プロフェッショナル・スクール』として」創設されたものである。

そして、法科大学院の設置については、公平性・開放性・多様性を確保するために、地域を考慮した全国的な適正配置となるように配慮するとともに、人的・物的諸条件の整備など設立・運営に要する費用については、司法の人的基盤を整備する上での重要な一翼を担うという法科大学院の意義や役割に配慮して適正な公的支援が行われる必要があるとされたはずであった。

しかるに、実際には、関係者の自発的創意を基本としたため、各地域の定員限度数を設けることや、地方法科大学院を支援してその創設を援助するなどの地域適性配置を制度的に担保する等の施策が極めて不十分であった。その結果、大都市における法科大学院の乱立と大規模校の創設を許し、法科大学院の当初の全国総定員は6000名近くに及ぶこととなってしまった。そして、このことが、司法試験の合格率の低迷、法科大学院入学志願者の減少、地方法科大学院を中心とした入学定員割れなどの、今日における混乱を招く大きな一因となった。

当会管内に所在する静岡大学大学院法務研究科(静岡大学法科大学院)は、司法制度改革の理念のもと、当時の県内のほとんどの市町の65議会と当会を含む14団体の設立推進決議、及び県民10万人署名を背景に設立された。設立後は、伊豆半島とその他の過疎地において、院生も参加する法律相談会を実施し、あるいは県内弁護士に対する中国法の講義などの継続教育を実施するなど、地域司法の充実・発展に寄与してきた。合格者数も、当会の協力のもと、2名・4名・6名・7名・7名と徐々に増加し、合格後は地元弁護士会に登録した者も多い。また、法テラス事務所やその養成事務所、地元県庁などに就職した者など、地元や過疎地の司法を担う人材として貢献している。そして、地元で法科大学院があったからこそ法曹になれたという者も少なくない。しかし、現在、静岡大学法科大学院も、全国的な法科大学院入学志願者の減少のあおりを受けて、受験者の減少や入学定員充足率の低下に苦しんでいる。

ところが、文部科学省は、司法試験合格率の低迷と法科大学院入学志願者の減少が顕著であるとして、従前の公的支援を見直し、本年、入学者選抜における競争倍率と司法試験の合格率を指標とする国立大学運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の削減に踏み切った。

このような中、政府の法曹養成制度検討会議は、法科大学院の統廃合や定員削減に向けた具体的な基準案を検討することを決定し、来年1月30日にこれを議論することとしている。

しかしながら、同会議の前身である法曹の養成に関するフォーラムや、総務省による「法曹人

静岡大学法科大学院関係資料 10

口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」等、政府の従前の検討経過においては、法科大学院の地域適正配置の理念が十分に配慮されてきたとは言い難い。そのため、上記基準案の策定に当たって同配慮がなされない可能性が憂慮される。

検討会議は、今一度、法科大学院が構想された当時の原点に立ち帰り、何よりも地域適正配置に配慮した基準案を策定することに努めるべきである。地方在住者に対してその地域の法科大学院で教育を受けて法曹になる機会を実質的に保障することは、公平性・開放性・多様性の確保を目途として地域適正配置を求めた司法制度改革審議会の理念に直結するものであることを想起すべきである。そして、このことこそが、地方の法科大学院志願者の経済的負担を大きく軽減し、地方の法曹志願者数を維持するだけでなく、司法過疎の解消、地域司法の充実・発展に貢献し、地方自治・地方分権を支える人材を育成することに繋がるのである。さらに、地域適正配置を制度的に担保するために、地方法科大学院に対する一層の公的支援が極めて重要である。

そこで、当会は、今後も静岡大学法科大学院を支援していくことを表明するとともに、関係各位・関係各機関に対し、以下のことを強く求めるものである。

記

- 1 法曹養成制度関係閣僚会議及び法曹養成制度検討会議は、法曹養成制度の在り方を検討するに当たり、我が国の隅々まで法の精神・法の支配を及ぼすべく法科大学院の全国適正配置を重視すること。
- 2 政府は、我が国の隅々まで法の精神・法の支配が及ぼすべく、法科大学院の全国適正配置を担保し地方法科大学院がその使命を実現できるよう、国立大学法人運営交付金又は私立大学等経常費補助金を減額せず、地方法科大学院への公的支援を一層強化すること。
- 3 日本弁護士連合会は、単なる競争原理に基づく地方法科大学院の廃止統合に反対し、政府その他関係諸機関に対しては、法科大学院の全国適正配置のための施策の実施と地方法科大学院に対する公的支援を求めるとともに、自らも適切な支援を行うこと。

平成24年12月27日

静岡県弁護士会
会長 渥 美 利 之

資料 6

地域に根差し、地域に貢献できる法科大学院を目指して

—琉球大学法科大学院の特色ある取り組み—

琉球大学大学院法務研究科

はじめに

5 琉球大学法科大学院は、2004（平 16）年に法曹養成のための高等専門職大学院として設立されて以来、「地域にこだわりつつ、世界を観る法曹人」の養成をスローガンとして、沖縄弁護士会や地元の自治体・企業など地域社会にも支えられて、法曹養成教育に尽力してきました。ところが、法科大学院を取り巻く厳しい環境の下で、本学も、一時期、司法試験の合格者数が思うように伸びず、あるいは志願者数等も減少するという苦しい時期を経

10

本法科大学院は、このような厳しい局面を打開すべき、2012（平 24）年より既修者コース（2年課程）を導入し、県内紙への意見広告の掲載や県内各大学への法科大学院説明会の開催を含めた積極的な広報活動を行ったところ、かねてより取り組んできた教育改善や学修支援における沖縄弁護士会との連携強化等の試みが奏功してでしょうか、2011（平 23）

15

2013（平 25）年度は、「地域にこだわりつつ、世界を観る法曹人」の養成という原点に改めて立ち返り、入試制度および教育実践の改善をさらに推し進めるとともに、無料法律相談活動や講義の一般公開を含め社会貢献活動にも積極的に取り組み、沖縄の地域社会に根差した法科大学院として、少しでも多く地域にも貢献できる法科大学院を目指して発展していく所存です。

20

1. 入試制度の改善

（1）飛び級選抜の積極的活用

25 琉大法科大学院は、受験生から見て魅力のある法科大学院とするために様々な取り組みを行ってきていますが、そのうちの一つに、大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得していると認めた受験生の方には、合格すれば大学3年次終了後に法科大学院に入学できる飛び級選抜制度を積極的に活用し、県内外の各大学で学んでいる原石を広く発掘するように努めています。

30

（2）長期履修制度

長期履修制度も整備しました。長期履修制度とは、標準修業年限が3年の未修者コース（3年課程）に属する学生について、事情に応じて、3年の授業料で標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することにより学位を取得することができる制度をいいます。出願資格は、①職業を有する者、②育児、出産、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者、③

35

（3）転入学制度の導入

本法科大学院では、転入学制度も採用しています。他の法科大学院に在学している方でも、本

40

受け入れるこの制度を導入し、沖縄県内の学修でこそ輝く原石の加入を歓迎します。沖縄県は、ご存知の通り、気候も温暖で、学修環境としてはすこぶる優れた学修環境の下にあります。

2. 教育制度の特色と授業実践の改善

5 (1) 教育制度の特色

琉大法科大学院ならではの特色として、カリキュラムの面では、地域にこだわり沖縄の状況に根ざした特色ある科目として、米軍基地法、自治体法学、中小企業法、日米関係などの科目を配しています。他方で、インターナショナルロイヤーを目指せるように、アメリカ法、アメリカ憲法、法律英語などのように充実したグローバル科目を開設しています。10 国際性の涵養に配慮した取り組みは、ハワイ大学での「英米法研修プログラム」としても具体化されています。約 1 週間の研修旅行中は、ハワイ大学ロースクール講師による特別講座の受講のほか、実際のロースクールの講義の特別聴講、さらに課外行事としてハワイ州巡回裁判所、ハワイ州最高裁判所等の参観（いずれも琉大ロー生のためだけの特別プログラムです）、法律事務所訪問、刑務所参観等が実施され、このプログラムに参加した学生15 からも高い評価を受けてきました。

近い将来には、ハワイ大学との連携強化を通じて、米国の法曹資格を取得することができるような学修課程の創設についても、本学にしかできない重要な課題として位置づけ、検討を始めています。

(2) 授業改善

20 本法科大学院では、授業の方法についての FD 活動を活発に行っています。ここでは、授業アンケートの実施、授業参観等を通じた授業改善の取り組みについてご紹介します。まず、毎学期、講義を 5 回ほど終了した時点で、全ての開講科目について授業アンケートを実施し、寄せられた学生の授業評価に対して担当教員のコメントを付し、これを「教育支援システム」を通して学生に開示しています。

25 学生に告知した後は、公法、民事法、刑事法の系列毎に同僚教員による授業傍聴・参観を行っています。この授業参観の前後にミーティングを開催し、授業参観に向けた、あるいは参考後に感想や意見を率直に述べることにより、相互間で今後の授業改善に繋げていくことができるに努めています。そして、毎学期終了後には、「講義」の自己評価、定期試験の自己評価、自己評価を踏まえた改善計画を骨子とする「授業改善計画報告書」を教授会に報告することとします。こうした一連の取り組みを通して授業改善を組織的・継続的に行ってきています。30

また、学生のニーズに応じて、学生との協働 FD「意見交換会」を開催し、学生の側からの授業改善の声を直接に聞く機会を設けています。

(3) 沖縄弁護士会による強力な学修支援プログラム

35 沖縄弁護士会による学修支援プログラムとして、①学生が自主的に企画するゼミに若手弁護士をチューターとして派遣し学生のゼミ活動を支援するオーダーメイド・ゼミが通年で実施され、②主に 1・2 年生を対象としたサマースクールが夏休みの期間中に実施され、③主に修了生及び 3 年次を対象として、新司法試験の答案練習会が後学期に実施されています。また、当該年度の司法試験合格者による司法試験問題の解説講座や選択科目ガイダンスも随時開催されています。沖縄弁護士会によるこうした強力な学修支援プログラムは、40

もとより学生からも大変好評で、司法試験の合格にも役立つ具体的な支援となっています。

沖縄弁護士会の学修支援としてはそのほかにも、若手弁護士がアカデミック・アドバイザーとして法科大学院の開講科目（講義・演習）に学修支援に入る AA 制度があります。それぞれの学期に 7 科目前後の科目について学修支援に入り、とくに「未修者教育の充実」

5 に向けた運用が日々目指されています。

3. 経済的な支援体制の強化

本法科大学院は、学生ができるだけ経済的負担を軽減して学修に集中できるよう、一般の授業料免除制度や奨学金制度のほかにも次のような経済的支援体制を設けています。

10 (1) 授業料の全額免除

成績の優秀な新生（5 人）について、当該年度の授業料を全額免除しています。次年度以降についても、当該年次の成績に即して、全額免除または半額免除の対象になる途が開かれています。モチベーションを高めて、日々学修に打つ込むことができます。

(2) 授業料の細目化設定

15 法科大学院の場合、厳しい修了判定が採られているため、一（または数）科目の単位が不足ただけで修了できない場合もあります。本法科大学院では、不足している単位（科目）数に応じて授業料の細目化設定を実施しています。

(3) 沖縄弁護士会による寄付金の活用

20 沖縄弁護士会からは上述の様々な学修支援プログラムのほかにも、所属弁護士から寄付金が寄せられるなど経済的にも多大な支援が寄せられています。各学年を通じて適正で有効な活用を図るべく、運用に努めています。

(4) 鎌倉フェローシップ奨学金

25 本法務研究科の創設以来、鎌倉フェローシップ理事長の鎌倉国年様（静岡県在住）のご厚意により、本件研究科学生に対する奨学金制度が運用されています。書類審査のほか理事長のテレビ面談により決定されますが、ちなみに本年の 1 年生は 2 人が受給しています。

(5) 沖縄銀行によるリーガル・アシスタント

30 この制度は、沖縄県内有力な金融機関である沖縄銀行の人材育成を通じた社会貢献活動の一環として取り組まれている、本法科大学院の修了生で司法試験受験者を対象にした経済的支援制度です。嘱託として採用された者に対し、経済的支援を行いながら、学習に専念できるような勉学環境が提供されています。このリーガル・アシスタントから一昨年は 2 名、昨年は 1 名の司法試験合格者が出ました。

4. 修了生の進路

35 本法科大学院は、設立以来この 6 年間で 33 名の司法試験合格者を輩出してきましたが、特に大都市圏で弁護士の就職難が大きく報じられている中で、本学は、合格者の全員が合格・司法修習後の就職先ないし事務紹介業基盤を確保できています。これは、学生と教員の距離が近く、終了後・合格後のアフターケアが可能な本法科大学院の長所といえましょう。なお、33 名のうち 11 名はいわゆる完全未修者・法学部以外の他学部出身者で占められています。琉球大学はこの間、他学部の卒業者・卒業予定者も積極的に募集し、少人数教育の中でも多様な学生が切磋琢磨し合う環境づくりに努めてきています。

また、残念ながら司法試験に合格できなかった学生たちも、その多くが、沖縄県庁や県内市役所、国税専門官、裁判所書記官、県内外金融機関を含む企業の法務担当として活躍しています。こうした職域への就職は、法科大学院で法曹養成のための高等教育を受けることが決して無駄にはならないことの証左といえます。法科大学院では、ご存知の通り、
5 行政法が必修とされ、本法科大学院ではユニークな先端科目に属する米軍基地法や自治体法学を履修している学生も多く、県内外の自治体にもより広く人材を供給できる素地は十分にありと自負しています。

5. 地域への貢献の強化・拡大

10 本法科大学院が2006(平18)年より実施してきた無料法律相談は、4月から7月という限定的な期間ではありましたが、学生の教育ばかりでなく、土曜日の午後の相談を希望する地元の皆さんのニーズに応え、それなりの社会貢献を積み重ねてきました。一昨年の9月には渡名喜島(人口500人弱)で、昨年の5月には粟国島(人口900人弱)で、それぞれ無料法律相談を実施し、離島での法律相談による地域貢献の試みをスタートさせました
15 (添付の地元紙参照)。次年度以降もこの試みを継続していきたいと考えています。

さらに、家族法など法科大学院開講の一部の科目については、講義を県民の皆様に公開することにより、あるいは、県内初企業や自治体職員の法務能力の向上に資するため、「企業法制の見直し」などをテーマとした「先端法セミナー」を開催したり、行政法や自治体法学などの科目の聴講を認めることにより、県民の皆様の法教育にも貢献していきたいと
20 考えています。

おわりに

琉大法科大学院は、もとより、法曹に必要とされる能力を十分に身につけることができるよう必要不可欠な理論系科目・実務系科目をバランスよく配置し、充実した教育課程を
25 編成し、研究者教員と実務家教員が協働で授業を実施することで、学修効果を高めるように努めてきました。本学の学生定員は22人ですが、これに対して教員の数は16人で、徹底した少人数教育が行われています。教員スタッフは、沖縄をこよなく愛する、優れた研究者教員とともに、司法研修所教官を務めた経験もある実務家教員、アメリカの法曹資格も有する実務家教員など、親身になって学生諸君に手ほどきを惜しまない教員スタッフ
30 を擁していることも、本法科大学院の大きな特徴といえます。

本学は、地方国立大学法人の一つですが、私達は、島嶼県である本県で生活する人々の法曹教育を受ける機会を保障し、歴史的にも文化的にも政治的にも、そして経済的にも様々な地域特性をもつこの地に安定したリーガル・サービスを提供していく点でも、本法科大学院には独自の果たすべき役割があると自負しています。こうした独自の役割をもっているが故に、沖縄弁護士会の様々な学修支援や沖縄銀行の経済的支援など地域社会に大きく
35 支えられ、歩んできました。この地に法曹養成のための高等専門職大学院としての法科大学院を灯し続け、「琉大法科大学院卒の法曹」を県内外に送り出していくためことができるよう、スタッフ一同これからも努力を続けていく所存です。

なお、末尾に、地元紙(琉球新報・沖縄タイムス)に掲載された本法科大学院の無料法律相談の記事や広告記事を添付しました。ご参照いただければ幸いです。
40

資料7-1

夜間・地方法科大学院に関するアンケート 実施概要

夜間・地方法科大学院シンポジウム実行委員会

1. 実施方法 下記の法科大学院に依頼して実施。

【夜間コースを持つ法科大学院】

桐蔭横浜大学 成蹊大学 大東文化大学 名城大学

【地方の法科大学院】

琉球大学 熊本大学 香川大学 鹿児島大学 信州大学

新潟大学 静岡大学 島根大学

2. 実施方法

依頼状（別添）の通り。

3. 回収状況等

	在校生実数※	在校生回答数	在校生回答率	修了生回答数	うち合格者回答数
全体	702	356	50.7%	68	41
夜間	366	178	48.6%	28	22
地方	336	178	53.0%	40	17

※平成25年1月18日現在。ただし、大東文化大学は平成24年5月1日現在。

4. その他

集計にあたり、平成25年1月18日までに、鹿児島大学法科大学院に提出のあったものを有効として集計した。

平成24年12月17日

地方夜間法科大学院シンポジウム
協力法科大学院
研究科長／院長 殿

鹿児島大学大学院司法政策研究科(法科大学院)
研究科長 米田 憲市
地方・夜間法科大学院シンポジウム実行委員会

アンケートへの実施協力をお願い（依頼）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成16年4月にスタートした新しい法曹養成制度は変革期に直面しており、司法制度改革の理念の下、多様な人材を法曹界へ送り込むために開設された、地方の法科大学院、夜間土日開講の法科大学院にも、その波が押し寄せてきております。

この状況の下、鹿児島、熊本、山陰、成蹊、桐蔭、愛媛=香川、静岡などの各法科大学院及び地方・夜間法科大学院出身の法曹・関係教員有志を中心に、「地方で目指す、夜間で学ぶ—法科大学院の成果と展望」と題し、シンポジウムを開催することになりましたことをご案内の通りです。

日時 平成25年1月20日（日）12：30～17：00（予定）
会場 筑波大学東京キャンパス文京校舎 1階 134号教室

このシンポジウムに先立ち、ご内諾いただきました各法科大学院において在学
生及び修了弁護士を対象とするアンケートを実施いただき、基調報告にてその結
果を報告したいと存じます。

つきましては、別紙の実施要項に沿ってアンケートを実施していただければ幸
いです。

年の瀬のお忙しいところ大変恐れ入りますが、本シンポジウム開催の趣旨をご
理解いただき、何とぞご協力のほど、よろしくごお願い申し上げます。なお、詳細
のご連絡等につきましても、別添資料記載の連絡先にいただきたくお願いいたし
ます。

何とぞよろしくごお願い申し上げます。

敬 具

【別紙1】

「夜間・地方の法科大学院に関するアンケート」実施要項

夜間地方法科大学院シンポジウム実行委員会

1. アンケート用紙の印刷

大変恐縮ですが、アンケート用紙の印刷から各大学にお願いいたたく存じます。原稿を付します。

別添アンケートを印刷するとページ数は4ページになりますが、1ページに左右割り振りで2ページとしていただき、印刷されたものがA4両面1枚になるように印刷して下さい。

電子データがお手元に届いていない場合、お問い合わせいただければすぐ提供致します。

電子データ(ワード版)ですとページ数は4ページになりますが、印刷形式は紙版同様A4両面1枚になるように印刷して下さい。

PDF版をご利用の場合、単にA4版両面印刷をお願い致します。

修了生の方などには、電子版(ワード版)をそのままメールなどで飛ばしていただいて、そちらに直接書き込んだものを提出いただいても結構です。

2. 配布・回収方法

(1) 在学生および大学で学修されている修了生の方

在校生および大学で学修されている修了生の方については、紙媒体での配布回収を基本として、可能な限り悉皆調査(全員に配布し、全員分が回収される調査)となるようご協力をお願い致します。

※ だいたい5分から10分で解答できるよう、質問を設計しています。教室などで配布して、目の前で解答してもらい、その場で回収するという方法が確実かと思えます。

※ 学生や修了生の側の対応からやむを得ない場合もあると思いますが、最大限のご協力をいただければと思います。

(2) 大学を離れられた修了生の方

修了生の方につきましては、電子媒体やFAXでの配布・提出となってもかまいません。可能な限りでご協力をお願い致します。紙媒体をはじめ電子メールなどの手段で配布していただき、大学で回収いただくことを原則としますが、各人からアンケート用紙記載先にご提出いただいてもかまいません。

特に、合格者の方には、可能な限り回答をいただき、各法科大学院への支援となるようにしたいと考えております。

3. 提出方法

基本的に、12月25日までを回答者からの提出期限としつつ、【別紙2】と合わせて、年内の仕事納めを期日として、下記宛てに解答用紙をご送付いただきたくお願いします。発送に間に合う限り、受付けていただいて結構です。

送付は、郵送・電子メール・FAXどの手段でもかまいません。

集計作業は、年明けすぐに始めます。

【送付先・問い合わせ先】〒890-0065 鹿児島市郡元1-21-30

鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター 担当：牟田部・久木野

TEL 099-285-7569 / FAX 099-285-7600

ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

【別紙 2】

アンケート用紙の発送時に、この用紙をご記入の上、同封か同時送信をお願いします。

大学名：

担当者の所属・お名前：

連絡先電話番号：

連絡先電子メールアドレス：

配布先・回収数データ

	実数	配布数	回収数	回収率 (回収数/配布数)
在校生				
修了生				

【解答用紙 送付先】

〒890-0065 鹿児島市郡元 1-21-30

鹿児島大学法科大学院司法政策研究センター 担当：牟田部・久木野

TEL 099-285-7569 / FAX 099-285-7600

ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp

夜間・地方の法科大学院に関するアンケート

夜間コースと地方の法科大学院の現状と成果を検討するため、みなさんが在学されている、または、修了した各法科大学院の協力の下に実施するものです。
 回答は、【12月25日(火)】までに、各法科大学院または下記宛てにご提出下さい。
 Mail: ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp FAX 099-285-7600
 〒890-0065 鹿児島市郡元 1-21-30 鹿児島大学法科大学院 司法政策研究センター宛

このアンケートは、「地方で目指す 夜間で学ぶ、法科大学院の成果と展望」シンポジウムで、夜間コースと地方の法科大学院の現状と成果を検討するため、みなさんが在学されている、または、修了した各法科大学院の協力の下に実施するものです。
 回答は、【12月25日(火)】までに、各法科大学院または下記宛てにご提出下さい。
 Mail: ls_support@leh.kagoshima-u.ac.jp FAX 099-285-7600
 〒890-0065 鹿児島市郡元 1-21-30 鹿児島大学法科大学院 司法政策研究センター宛

法科大学院名 _____ 法科大学院 ①()既修 ②()未修 (平成____年4月入学)
 ①()在学中 (既修____年目・未修____年目) ②()修了生 (平成____年__月__修了)

【合格者の方】合格年度 平成____年/修習期____期 / 修習地 _____

【法科大学院】

【1】 法科大学院 (法曹) を目指した理由はなんですか (複数回答可)。

- 1() 法律専門家として仕事をしたいと思った。
- 2() 仕事で法的専門性のニーズを感じて、さらに深めたいと思った
- 3() 法的専門性を活かして、地域や人の役に立つ仕事があった。
- 4() 法的専門性を活かして、キャリアアップを図ろうと思った。
- 5() 仕事を变えたかった。
- 6() その他 _____

【2】 夜間または地方の法科大学院を選択した理由はなんですか (複数回答可)。

- 1() 入学前の生活圏内かそれに近いから。
- 2() 入学前の仕事を継続することができるから。
- 3() 出身大学であるか、それに比較的近い地域であるから。
- 4() 出身地であるか、それに比較的近い地域であるから。
- 5() その地域に以前住んでいた、あるいは親戚が住んでいるから。
- 6() その法科大学院の理念・特色に共感したから。
- 7() 司法試験の合格率が高いから。
- 8() それまでの縁を切って勉強に集中したいから。
- 9() その他 _____

【3】 夜間や地方の法科大学院がなかったら、法曹を目指して勉強することができ
 ましたか。
 1() ①できた 2() ②できなかつた

→【3-1】 【3】で②と回答された方はその理由を答えて下さい (複数回答可)。
 1() 経済的事情 2() 仕事の事情 3() 家庭や家族の事情
 4() その他 _____

【入学前のキャリア】

【4】 大学の出身学部・学科はどの系統ですか。

- 1() 法学系 2() 政治学系
- 3() 経済/経営学系 4() 1~3以外の文系 _____ 学系
- 5() 理系 _____ 学系 6() その他 _____

【5】 法科大学院に進学する前の履歴は下記のいずれにあたりですか。

- 1() 大学生・大学院生 2() 法科大学院浪人
- 3() 司法試験受験のための浪人 4() その他の浪人
- 5() アルバイト・契約社員など
- 6() 法務部所属の会社員
- 7() 金融機関 (法務部を除く) の会社員 8() 6,7以外の会社員
- 9() 法律系専門職 (外国法曹, 司法書士, 行政書士, 弁理士, 税理士, 公認会計士等)
- 10() 医療系専門職 (医師, 看護師, 薬剤師等)
- 11() 国家公務員 12() 自治体職員
- 13() 司法関係機関職員 (裁判所, 検察庁) 14() 法律事務所職員
- 15() その他 _____

【6】 法科大学院進学前に持っていた資格や語学の能力につきご回答ください。

- 1() 外国法曹資格 2() 司法書士 3() 行政書士 4() 弁理士 5() 税理士
- 6() 公認会計士 7() 医師 8() 看護師 9() 薬剤師
- 10() 該当無し
- 11() 語学系 (言語 _____ 資格の種類 _____ 級/得点など _____)

【経済基盤の確保】

【7】 学費や生活費はどのように確保していますか。(複数回答可)

- 1() 自己収入 (給料やアルバイト, 資産運用など)
- 2() 家族の支援 (同居家族の収入や仕送りなど)
- 3() それまでの蓄え
- 4() 日本学生支援機構などの奨学金 ①() 給付 ②() 貸与
- 5() その他 _____

【8】 法科大学院から、特別の支援を受けていますか (複数回答可)。

- 1() 法科大学院独自の奨学金を受けている。
- 2() 法科大学院独自の授業料減免 (全免・半免) を受けている。
- 3() 長期履修制度を活用している。
- 4() その他の支援を受けている。
- 5() 何も受けていない。

【法曹や法曹養成制度を取り巻く事情について】

- 【9】 現在の法曹や法曹養成制度の状況についてどのように思いますか (複数回答可)。
- 1() 現在のままでよい。
 - 2() 適性試験の工夫など入学までの負担を軽減し、機会を増やすことが望ましい。
 - 3() 法科大学院の授業料を他の学部レベルに安くすることが望ましい。
 - 4() 司法修習に経済的な支援を手厚くすることが望ましい。
 - 5() 法科大学院の教育体制を一層充実させることが望ましい。
 - 6() 法曹や修了生の職域が企業や公務員などにさらに広がることを望ましい。
 - 7() 司法過疎地などで活動する法曹を手厚く支援することが望ましい。
 - 8() 法科大学院は、司法修習や法曹のリカレントのための研修プログラムなどの実施に取り組むことが望ましい。
 - 9() その他 _____

※裏面もあります。よろしくお願ひします。

資料7-2

平成25年1月20日

夜間・地方法科大学院シンポジウム アンケート集計結果概要

シンポジウム「地方で目指す 夜間で学ぶ 法科大学院制度の成果と展望」

夜間・地方法科大学院シンポジウム実行委員会

1. はじめに

本シンポジウム実行委員会では、夜間法科大学院、地方法科大学院の存在意義をいま一度再確認するため、夜間・地方の法科大学院の在校生、修了生に対し、アンケートを実施した。

本シンポジウムの開催に間に合わせるため、平成24年12月から急ピッチで作業を行い、各法科大学院の関係の皆様には、アンケートの回収に多大なご尽力をいただき、夜間法科大学院4校、地方法科大学院8校より、合計424通の回答があった。

夜間法科大学院関係 206通、うち、在校生 178通、修了生 28通。

地方法科大学院関係 218通、うち、在校生 178通、修了生 40通。

2. 夜間、地方、双方に実施したアンケートについて【番号】は質問番号。

【1】法曹を目指した一般的な理由について、(1)「法律の専門家としての仕事をしたかった」というのが最も多いのは当然として、夜間では、(2)「それまでの仕事上でニーズを感じたから」という回答、(4)「キャリアアップを図る」という回答が、それぞれ27%程度を占めており、夜間の法科大学院が、社会経験のある方のキャリアアップの受け皿として、一定程度機能していることがわかった。また、地方では、(3)「地域や人の役に立ちたい」という回答が、半数近くを占め、地域での活躍を企図する方が多いこともわかった。

【2】次に、自身の法科大学院を選んだ理由として、夜間では、やはり(2)「仕事を継続することができた」という回答が全体の6割を占めた。一方地方では、(1)「入学前の生活圏が近い」が39%、(4)「出身地であるかそれに近い」が47%を占めた。地方のその他回答として、「地域密着型の法曹になりたい。」「地元で開業したいから。」「地元の弁護士会とのつながり。」などを挙げる回答があり、中には「生まれ育ちが東京なので地方のことについて仕事をする前に理解を深めておきたかった。」という回答もあった。

【3】また、夜間、地方法科大学院がないと、法曹を目指して勉強できなかった、とする方も、それぞれ半数以上だった。夜間では仕事の事情で、地方では家庭の事情で、という方が多かった。

【4】多様な人材という観点から、他学部出身者の割合について、やはり夜間法科大学院には、それなりの割合の方が他学部出身者であった。法学部以外の文系が23%、理系の方も16%を占めた。

【5】夜間法科大学院出身者のうち、法科大学院入学前の経歴として、職歴のある方は、アルバイト等、その他と回答された方を除いても、実に64%おられ、夜間法科大学院が、有職者に対し、法曹になる途を確保するのに、重要な役割を果たしていることがわかった。

【9】現行制度の状況に関する問いでは、(3)授業料、(4)修習中の経済的負担といった、

経済的支援について、もっと充実させるべきとの意見が最も多く、次いで、(6) 職域の拡大、(5) 教育体制の充実、の順であった。また、法科大学院制度自体への反対の意見が7件、受験回数制限撤廃の意見も7件あった。

3. 夜間の法科大学院の方へのアンケートについて

【21】夜間法科大学院の方の中で、仕事をしていなかったという方は21.7%だった。「その他」の方を除き、仕事をしていた方は76.5%になる。

60.4%が仕事を辞めていないと回答しているので、仕事をしていた方を母数とすると、実に79%の方が現在も仕事を辞めていないという回答だった。在学中に辞めた9.7%を合わせると、実に仕事を持っていた方の9割以上が仕事を辞めないまま法科大学院に通っているということがわかった。

不合格のリスクを軽減しつつ仕事をしながら法科大学院に通うという需要を、夜間法科大学院が吸収していることが浮き彫りになった形といえる。

【22】どんな工夫をしたか、という問いは、職場や家族の理解が必要との回答が多く寄せられた一方、職場には隠し通した、という方もいた。また、時間管理の重要性も指摘されている。自営業の方では、クライアントの理解を挙げる方もいた。

【23】長期履修制度も2割程度の方が活用しておられ、その他、サテライト教室やビデオ録画も利用されている実態がわかった。

【24】【25】法曹になった後の仕事について、法律事務所で働きたいという方が最も多かったが、以前の職場で働きたいという方も12.9%おられ、以前の職場以外の企業と回答された7.4%も合わせると、夜間法科大学院が法曹の活躍の場の広がりにも寄与しているものと思われた。

税務や知財関係など、以前の士業を生かそうという方や、海外に目を向けておられる方も多くおられ、実際にそういう仕事をしている方もおられた。

【26】夜間法科大学院で学んで良かった理由は、1、「仕事をやめずに済んだ」が最も多く62%、3、「他の社会人の学生と一緒に勉強できたこと」を挙げた方も47%おられた。

【27】夜間法科大学院の存在意義については、実に様々な意見があった。

詳しくはアンケート結果を参照されたい。

「自分の夢をかなえるために必要不可欠なものである。仕事をつづけながら、自らの収入の確保をしつつ、確実に法曹になるために必要不可欠。」

「様々な職業経験を活かして専門的、あるいは特定分野に強みを持った特色のある法曹を育成するために必要。」

「仕事を知るから法曹になれる。」

「予備試験は現実的でない中で社会人が活用できるほぼ唯一の法曹への道が開かれていること。」

「予備試験制度があるから」という理由で、これを閉ざすことは、法律家への職業選択の自由を制限することに等しい。」

「社会人になって分かることがある。その時に選択肢があることが大きい。」

「人生の選択を20代前半でしなくてはならない現状を打破する手段。」

「社会経験のない学生にとっても、社会人経験のある学生の方と一緒に勉強できること

は刺激になる。フルタイムで勤めた後、夜遅くまで勉強している姿を見ると、「時間がない」という言い訳はできない。」

「学生や浪人生であっても、積極的に夜間クラスのある法科大学院に進学し、社会人経験のある者と一緒に学び、自分に足りない物を見つける努力をすべきである。そのような仕組みが、さまざまな法科大学院で確立されていくことで、本来は「多様な人材」でなかった者も、一定の「多様性」を持つことができるようになるであろうし、それが法曹全体の役にも立つものと思う。」

「知る楽しみ、学ぶ喜びを通して、イキイキワクワク生きる機会が、それを望むすべての国民に保証されること、それが社会を覆う閉塞感に風穴を開ける手段の一つだと感じます。夜間大学院の否定はこのような可能性を閉ざすことになると危惧します。」

4. 地方の法科大学院の方へのアンケートについて

【3 1】 地方法科大学院ならではの取組みとして、司法過疎地での法律相談が多く紹介された。静岡県伊豆市、愛媛県愛南町、島根県、鳥取県過疎地域、熊本県人吉市、阿蘇市、天草諸島、鹿児島県では屋久島、種子島、徳之島、沖縄県の渡名喜島、粟国島などでの法律相談が紹介された。

また、九州地方の法科大学院の連携授業についても紹介された他、琉球大学法科大学院では、ハワイ大学との連携授業、米軍基地に関する授業があることも紹介された。また、地元有力企業代表者の講演会、外国人労働者の多い地域での外国人の法律問題に関する講義など、地元ならではの授業が紹介された

これらの、地元ならではの取組みに積極的に参加しようとする学生も、(1)「した。」(2)「する予定」を合わせ、全体の54%に及んだ。

受講した方では、地元の特性が学べて良かった、勉強へのモチベーションが上がった、地元の企業の法科大学院への期待がわかった、など、積極的な感想を持つ方が多かった。

【3 2】 地元弁護士会のフォローについても、教員派遣はもちろん、チューターやティーチングアシスタントとしての活動、課外起案指導等の声が多く、積極的に関わっている状況がわかった。

【3 3】 地方の法科大学院で学べて良かったこととして、やはり最も多かったのは、(1)「地元を離れずに勉強できること。」で、全体の52.5%がそのように感じていたが、(2)「地元の実務家の指導が受けられたこと。」も45.4%にのぼり、地元の法科大学院が地元から密接な指導を受ける機会に恵まれていることが感じられる結果だった。

その他、「経済的負担、家庭の負担が最小限で済むこと。」「都会に出るより安く勉強できたこと。」「都会と異なり、遊ぶところが、まったくないので集中して勉強できる環境がある。」といった回答もあった。

【3 4】 複数回答可ではあったが、就職希望について、やはり出身地へのこだわりを持つ方が多く、(1)「出身地や実家など家族的地縁のある地域」が49.2%、(2)「出身法科大学院のある地域」が32.8%という結果だった。また、(4)「司法過疎地域」という回答も、12.6%あった。

【3 5】 地方に法科大学院の存在意義についても、たくさんの意見があった。詳しくはアンケート結果を参照されたい。

「地元を離れずに勉強でき、法曹になれるチャンスを平等に与えてくれる。」

「経済的、家庭的事情で都市部へ行けない者へ機会が与えられること。」

「東京などの大都市では家賃も高いので、生活ができなかった。」

「何でも中央集権化してしまうのはよくないと思う。」

「法曹育成環境の地域格差を是正すること。」

「地域の抱える問題を身近に感じながら学習でき、モチベーションを下げることなく勉強できる。」

「地域特有の問題は、その地で学びつつ身に染みている者の方が円滑に解決できる。」

「法曹になるまでが「法曹養成」ではない。法曹になってからも「法曹養成」の意義はあるはず。弁護士として数年活動した後、実務から離れて、研究することもできる。地元で法科大学院があれば、地元を活動の場にできる。」

「地域に根ざした法曹の育成のため。」

「学生、実務家双方に地域貢献の意識が生まれること。」

「その地域独自の法的問題を知ることにより、その地域で、法曹として貢献したいと思えること。」

「将来その地方で活動する法曹を作る拠点となっているところに意義があると思う。」

「地方に法科大学院があることで、法律をあまり知らない地域の方にも法科大学院の存在を知ってもらえ、法を身近に感じてもらうことができること。」

「東京、大阪等大都市圏で学び、似たような背景、考え方の法律家ばかりが増えることは司法制度全体を考えたときに好ましくないと思います。そもそも法科大学院制度を立ち上げた趣旨に立ち返るべき。」

「日常の中の法律トラブルはどんな場所でもあるが、地域によりそのカラーは異なる。都市部では経済活動、金融などのトラブルが多いのだろうが、地方では、農作物の種が発生しなかった等の事例もある。そうした事件を見ながら勉強することにも価値があるのではないか。」

以上、アンケート結果のまとめを報告する。なお、詳細は資料を参照されたい。

以 上

【夜間法科大学院への質問】		【地方法科大学院への質問】	
質問	回答	質問	回答
(21) 法科大学院に通うにあたって、仕事は辞めましたか。(複数回答可)	全体 27.8%	全体 27.1%	全体 27.1%
1() 辞めていない	60.4%	0.0%	92.9%
2() 入学準備に専らめた	30%	6.5%	0.0%
3() 在学中に探めた(何年目ですか)	4.4%	0.0%	0.0%
4() 理由不明	4.4%	0.0%	0.0%
5() 13理由	3.4%	7.4%	17.6%
6() 仕事はしていないが	10.0%	21.7%	9.7%
7() その他	11.3%	0.4%	16.4%
(22) 仕事、勉強、家庭等の両立にどのような工夫をしましたか。(複数回答可)	全体 13.8%	全体 17.4%	全体 17.4%
1() 職務に同じく、定時に帰れるよう理解を得た	8.3%	18.0%	33.6%
2() 車通に移動して、定時に帰れるようにした	15.5%	35.9%	10.8%
3() その他	5.9%	0.0%	0.0%
(23) 社会人が仕事と勉強を両立するための法科大学院側のサポートで、あなたはどのような仕組みを利用しましたか。(複数回答可)	全体 16.5%	全体 10.8%	全体 10.8%
1() 長期履修制度(年)	8.7%	16.9%	0.0%
2() サララト・キャンパス	6.4%	13.8%	0.0%
3() 履修の電子登録	7.0%	15.2%	0.0%
4() 以前の履修	9.1%	19.8%	0.0%
5() 以前の履修以外の企業	3.4%	7.4%	0.0%
6() その他	4.0%	8.8%	0.0%
(24) 就職の希望(希望者の方は就職した職場)についてお答え下さい。	全体 24.2%	全体 45.3%	全体 45.3%
1() 法律事務所	54.4%	0.4%	0.0%
2() 弁護士事務所	5.9%	12.6%	0.0%
3() 以前勤務していた会社	3.4%	0.0%	0.0%
4() 以前の勤務先以外の企業	3.4%	7.4%	0.0%
5() その他	4.0%	8.8%	0.0%
(25) 法曹になったとき、法科大学院進学以前の職歴や専門分野を踏まえた活動(仕事)をする見込みですか(複数回答可)。	全体 26.6%	全体 37.3%	全体 37.3%
1() はい	17.6%	37.8%	0.4%
2() いいえ	8.4%	0.0%	0.0%
(26) どのような活動(仕事)ですか。(複数回答可)	全体 28.6%	全体 27.8%	全体 27.8%
1() 仕事を見出すに専ら	62.2%	0.0%	0.0%
2() 勤務先や家庭に大きな負担をかけるに専ら	11.0%	24.0%	0.0%
3() 他の社会人の学生と同じに勉強	21.6%	47.0%	0.0%
4() 社会人経験のない学生と同じに勉強	6.6%	14.8%	0.0%
5() 仕事と勉強が両立して、仕事や勉強が深まる	10.8%	23.5%	0.0%
6() 仕事と勉強が両立して、両方をつなげるの工夫を回遊	12.1%	26.8%	0.0%
7() その他	7.3%	9.3%	0.0%
(27) あなたの考える、夜間法科大学院の存在意義はなんでしょうか。	全体 27.8%	全体 59.9%	全体 59.9%
1() 夜間法科大学院に通うにあたって、仕事は辞めましたか。(複数回答可)	27.8%	59.9%	0.0%

【夜間法科大学院への質問】		【地方法科大学院への質問】	
質問	回答	質問	回答
(21) 法科大学院に通うにあたって、仕事は辞めましたか。(複数回答可)	全体 27.8%	全体 27.1%	全体 27.1%
1() 辞めていない	60.4%	0.0%	92.9%
2() 入学準備に専らめた	30%	6.5%	0.0%
3() 在学中に探めた(何年目ですか)	4.4%	0.0%	0.0%
4() 理由不明	4.4%	0.0%	0.0%
5() 13理由	3.4%	7.4%	17.6%
6() 仕事はしていないが	10.0%	21.7%	9.7%
7() その他	11.3%	0.4%	16.4%
(22) 仕事、勉強、家庭等の両立にどのような工夫をしましたか。(複数回答可)	全体 13.8%	全体 17.4%	全体 17.4%
1() 職務に同じく、定時に帰れるよう理解を得た	8.3%	18.0%	33.6%
2() 車通に移動して、定時に帰れるようにした	15.5%	35.9%	10.8%
3() その他	5.9%	0.0%	0.0%
(23) 社会人が仕事と勉強を両立するための法科大学院側のサポートで、あなたはどのような仕組みを利用しましたか。(複数回答可)	全体 16.5%	全体 10.8%	全体 10.8%
1() 長期履修制度(年)	8.7%	16.9%	0.0%
2() サララト・キャンパス	6.4%	13.8%	0.0%
3() 履修の電子登録	7.0%	15.2%	0.0%
4() 以前の履修	9.1%	19.8%	0.0%
5() 以前の履修以外の企業	3.4%	7.4%	0.0%
6() その他	4.0%	8.8%	0.0%
(24) 就職の希望(希望者の方は就職した職場)についてお答え下さい。	全体 24.2%	全体 45.3%	全体 45.3%
1() 法律事務所	54.4%	0.4%	0.0%
2() 弁護士事務所	5.9%	12.6%	0.0%
3() 以前勤務していた会社	3.4%	0.0%	0.0%
4() 以前の勤務先以外の企業	3.4%	7.4%	0.0%
5() その他	4.0%	8.8%	0.0%
(25) 法曹になったとき、法科大学院進学以前の職歴や専門分野を踏まえた活動(仕事)をする見込みですか(複数回答可)。	全体 26.6%	全体 37.3%	全体 37.3%
1() はい	17.6%	37.8%	0.4%
2() いいえ	8.4%	0.0%	0.0%
(26) どのような活動(仕事)ですか。(複数回答可)	全体 28.6%	全体 27.8%	全体 27.8%
1() 仕事を見出すに専ら	62.2%	0.0%	0.0%
2() 勤務先や家庭に大きな負担をかけるに専ら	11.0%	24.0%	0.0%
3() 他の社会人の学生と同じに勉強	21.6%	47.0%	0.0%
4() 社会人経験のない学生と同じに勉強	6.6%	14.8%	0.0%
5() 仕事と勉強が両立して、仕事や勉強が深まる	10.8%	23.5%	0.0%
6() 仕事と勉強が両立して、両方をつなげるの工夫を回遊	12.1%	26.8%	0.0%
7() その他	7.3%	9.3%	0.0%
(27) あなたの考える、夜間法科大学院の存在意義はなんでしょうか。	全体 27.8%	全体 59.9%	全体 59.9%
1() 夜間法科大学院に通うにあたって、仕事は辞めましたか。(複数回答可)	27.8%	59.9%	0.0%

地方/夜間	在学/修了	(25-1) 法曹になったとき、法科大学院進学以前の職能や専門分野を踏まえた活動(仕事)をすす予定ですか(①はい)を選んだ方は、具体的にどのような活動(仕事)ですか。
夜間	在学	中国との涉外ビジネス
夜間	在学	法曹関係
夜間	在学	知財関連の仕事
夜間	在学	登記簿記載代理、成年後見等に関する業務を一層発展させる。
夜間	在学	企業法務
夜間	在学	インハウスロイヤル
夜間	在学	行政処分に対する救済を求める活動を支援していきたい。
夜間	在学	外国語を使い、多国籍な社員とともに就業している現在の経験を生かしたい。
夜間	在学	知財を中心とした技術法務
夜間	在学	企業法務専門の事務所に入る。
夜間	在学	金融関係(資金調達、金融商品開発)
夜間	在学	連立以前も法律事務所勤務
夜間	在学	企業法務
夜間	在学	農業、生物、特許会社設立
夜間	在学	経営コンサルタント業
夜間	在学	金融
夜間	在学	医療系の仕事
夜間	在学	自治体法務
夜間	在学	金融関係の知識を生かす
夜間	在学	公務員関係の仕事
夜間	在学	企業法務
夜間	在学	消費運動等
夜間	在学	相談業務・契約業務
夜間	在学	企業法務専門弁護士
夜間	在学	医療過誤訴訟
夜間	在学	コンサルタント
夜間	在学	出版関係
夜間	在学	顧問弁護士
夜間	在学	税理士との共同業務 etc.
夜間	在学	自身の専門分野(国際協力)関係
夜間	在学	企業法務
夜間	在学	会計(金融)と関連したのも
夜間	在学	労務分野
夜間	在学	アジア法関連
夜間	在学	金融専門の弁護士になりたいと思います
夜間	在学	現在の勤務先でより高度な仕事をしたい
夜間	在学	医師
夜間	在学	母校のために、いかに貢献するか
夜間	在学	登記関係
夜間	在学	福祉、健康
夜間	在学	組合折衝等のサポート、技術分野
夜間	在学	消費者救済
夜間	在学	税務、会計
夜間	在学	司法書士、土地家屋調査士、弁護士の職域ができるトータルリーガルサービス
夜間	在学	労働問題
夜間	在学	医療分野、行政分野での法的知識の活用
夜間	在学	重なる領域について職域を広げる
夜間	在学	弁理士業
夜間	在学	自分が理系であることを活かした仕事
夜間	在学	企業法務
夜間	在学	特許弁護士
夜間	在学	プロアスリートの代理やマネジメント
夜間	在学	企業年金の法的コンサルタント
夜間	在学	会計士との共同による法務サービス
夜間	在学	金融機関での仕事を希望
夜間	在学	法務関連
夜間	在学	金融、企業法務
夜間	在学	社内法務
夜間	在学	現在と同じ
夜間	在学	特許関係
夜間	在学	知的財産分野に進めればと考えています。
夜間	在学	弁護士

夜間	在学	自治体内の訴訟予防法務事務
夜間	在学	金融(銀行・証券取引)
夜間	修了	中小企業と密着した法曹
夜間	修了	会計・税務の素養を生かす
夜間	修了	特許関係
夜間	修了	以前の仕事が好きだから
夜間	修了	金融機関を中心とした企業法務
夜間	修了	金融系の業務を中心とした仕事
夜間	修了	エンターテインメント契約、ベンチャー支援、NPO支援その他
夜間	修了	東南アジアにおける労使関係についてのコンサルタント
夜間	修了	事業経営のコンサルタント
夜間	修了	企業法務、渉外事件
夜間	修了	所管業務における企業法務、予防法務
夜間	修了	企業法務を担当する
夜間	修了	法律事務
夜間	修了	知財系を専門(得意分野)とする弁護士として活動したい

地方/夜間	在学/修了	[27] あなたの考える、夜間法科大学院の存在意義はなんですか。
夜間	在学	既に専門性を有する人材が、更に法曹資格を得られるという場所。
夜間	在学	多様な人材を法曹に、というコンセプトに致致していると思います。岡立は大変ですが、今後是非継続していただきたいです。
夜間	在学	社会人が活用できるほぼ唯一の法曹への道が開かれていること。(予備試験は現実的でない)
夜間	在学	現在の司法試験制度で不可欠。なぜなら社会人に法曹の道を開くため。
夜間	在学	夜間・昼間という区切りよりも、講義の質をよくしてほしい。特に自分の大学院の民事実務基礎の授業はひどい。一度見学してチェックしていただきたい。単に雑誌を話し続けている。大学院の授業評価アンケートでも主張したが、何ら改善されていない。コアカリキュラムに沿って講義している先生方は少なく、一人で勉強していた旧司法試験の時の方が充実していた。高なお金を払っているにもかかわらず、費用対効果のバランスが悪すぎる。学生に経済的負担を強いる。勉強上で余計な気を使うことになる。司法試験に合格するために高額なお金と試験に直結しない無意味な授業、合格者数の減少。法科大学院は廃止して、旧試験制度に戻すべきである。予備試験を設けていること自体、法科大学院の存在意義を否定していると思う。中途半端。教師の質は、小中高の先生の方がはるかに上であると思う。理論と実務の架け橋もできていない。合格後一年の修習で実践的な仕事ができるのか、法曹倫理をどれだけ意識して行動できるか、不安ばかりです。法曹人口の増加が目的なら、なぜ旧試験の合格者の人数を増やすという制度にしないのか？結局アメリカのまねではないいけないのだ。
夜間	在学	社会人経験のない学生が、社会人経験のある学生の方と一緒に勉強できることは、とても刺激になります。
夜間	在学	社会人が学びたいと思った時の唯一の方法
夜間	在学	仕事との両立。多くの社会人にとって、夜間法科大学院がなければ法曹を目指すことは困難である。
夜間	在学	仕事を辞めずに通えることのみ。
夜間	在学	自分の夢を叶えるために必要不可欠なものである。仕事を続けながら、自らの収入の確保をしつつ、確実に法曹になるための必要不可欠な教育機関である。
夜間	在学	現在のキャリアを生かして、法曹を目指す制度は必要。人生の選択を20代前半でしなくてはならないという現状を打破する手段である。経済的事情等により、働きながらでなくてはならない大学院に通えない者もいる。
夜間	在学	働きながら予備試験を経ずに受験資格を取得できる。
夜間	在学	自分のペースで勉強できる。
夜間	在学	さまざまな職業経験を活かして、専門的な、あるいは特定分野に強みを持った特色のある法曹を育成すること。
夜間	在学	多様な人材が法曹資格を得て、社会で活躍するために不可欠な存在と考えます。
夜間	在学	社会人であっても進学の門が開かれていると思えた点。自分は退職してしまっただけで、岡立は本当に大変だと思うが、進路を決める(法曹を目指す)際に夜間の大学院があることは大きな後押しだった。
夜間	在学	旧司法試験制度がなくなっただけで、社会人が唯一法曹を目指すことが可能となる場であること。しかし私のように職場の理解が得られずに、在職し続けることが困難な場合がある。ごく一部の恵まれた人間しか進歩できない点に問題がある。
夜間	在学	現在、司法試験の合格率が低迷している中、社会人を諦めずリスクを抑えて勉強できる点。社会人経験のない学生の立場からは、社会経験のある方々と学べる点で試験以外の勉強にもな

夜間	在學生	広い機会の提供
夜間	在學生	多様性
夜間	在學生	幅広い人材を確保できること。
夜間	在學生	昼の学生は、夜間の社会人の存在がとて面白い刺激となっています。フルタイムで動いた後、夜遅くまで勉強している姿を見ると、「時間が無い」という言い訳はできません。
夜間	在學生	社会人にも法曹の道を開くこと。
夜間	在學生	さまざまな社会経験を有している人たちが目標に向かって切磋琢磨する場所。
夜間	在學生	社会人にとっての法曹を目指す機会の確保の場。
夜間	在學生	社会人に対する門戸を広げる場所と考えます。
夜間	在學生	自己決定できる部分が残るところでしょうか。
夜間	在學生	司法試験の受験機会の公平性の確保のために役立っている。
夜間	在學生	短時間での合理的学習
夜間	在學生	・有職社会人が法曹を目指す唯一の手段である。
夜間	在學生	・法律実務的専門知識を取得する唯一の手段である。
夜間	在學生	経済的負担の軽減
夜間	在學生	社会人にとって重要な学習の場
夜間	在學生	仕事を継続しながら通学できること
夜間	在學生	社会人が専門的な法学教育を受けられる唯一とも言える場
夜間	在學生	有職のまま、学べること。
夜間	在學生	仕事をしながら勉強ができること
夜間	在學生	自己資金で勉強出来ること
夜間	在學生	多様な法律家の確保
夜間	在學生	特になし
夜間	在學生	仕事をしている人の支援
夜間	在學生	社会人の為に重要だと思います
夜間	在學生	有職者の利益
夜間	在學生	法曹の多様化
夜間	在學生	社会人や他学部出身者といった多様な法曹が参入しやすくなるため
夜間	在學生	社会経験を有する世の中に迎えられやすい法曹人の育成
夜間	在學生	仕事との両立
夜間	在學生	・キャリアアップ・仕事をしながら、法律の勉強ができる
夜間	在學生	可能性を追求する手段としての重要性
夜間	在學生	社会人が法曹になる道を確保してくれる存在
夜間	在學生	専門的律法の授業
夜間	在學生	17:00の定時に帰れる人は公務員の一部など、社会人のごく少数の人にすぎない。普通に働いている(残業も週数日ある等)が、通えるような体制にすることが、夜間法科大学院の存在意義であり、今の体制はそれを満たしているとはとてもいいがたい。エラーニングの活用など、できることはたくさんあるはずなのに全くに全くしていない。
夜間	在學生	時間の都合がつかずやすい
夜間	在學生	仕事をしながら受験資格の取得
夜間	在學生	便利、やむをえない
夜間	在學生	動労学生の受け皿
夜間	在學生	働きながら通学できること
夜間	在學生	教員が夜間も講義しているのので、いつでも質問できて、便利である。仕事を辞めなくても通学することができる。
夜間	在學生	仕事を職から法曹になれる
夜間	在學生	昼夜講義は大学にとっても大きな負担であろうと思われる。いっそのこと、夜間専門にする案はいかがなものかであろうか。昼間の学生でも、夜や休日に受講することは可能であろうし、夜に一斉化・充実させてはどうでしょうか。夜・休日の講義を受けやすければ、もっと多くの学生が学ぼうとするのではないかと思います。社会人経験をしている人が法曹となることは、大変有意義だと思います。そんな社会人を多く受け入れることのできる夜間の学校を充実させてほしいです。
夜間	在學生	様々の事情で、法科大学院に通えない(居)人のために、夜間の道は残す必要がある。「予備試験制度があるから」という理由で、これを閉ざすことは、法律家への職業選択の自由を制限することに等しいので、私のような社会人にとっても存在意義はあります。
夜間	在學生	社会経験を有する人材を幅広く受け入れること。
夜間	在學生	様々な知識・経験をもちた法曹を生むという法科大学院の理想を実現すること。
夜間	在學生	仕事を継続しながら、司法試験にチャレンジする機会が得られること。
夜間	在學生	職を兼し、学が喜びを通して、イキイコワクワ生きている機会が、それを望むすべての国民に保証されること、それが社会をおおう閉塞感に風穴を開ける手段の一つだと感じます。夜間大

夜間	在學生	まさに、夜間法科大学院こそ増やすべきだと思います。自分のキャリアの中で法的知識・法的思考を身に付けることを求める人が多いためです。法科大学院進学が減少したり、日中の学生の減少があらうかと思いますが、法科大学院の活路は、夜間へシフトすることで見出せるはず。
夜間	在學生	社会を辞めずに通学できるのが最大のメリットであり、そこに存在意義がある。
夜間	在學生	経済的なリソース回廊
夜間	在學生	受験資格を取得できること
夜間	在學生	働きながらでも勉強したい人(そうじゃないと通えない人も含む)のために絶対に必要
夜間	在學生	仕事をもちながら学べる。
夜間	在學生	法曹を目指す機会の増加
夜間	在學生	そもそも司法改革の目的の一つが、法曹の人材の偏りを修正することにあったのであるから、むしろ法曹以外の仕事をしている人材を多く法曹界に入れるためにも必要である。存在意義は高いと考えます。
夜間	在學生	上記のとおりです。
夜間	在學生	仕事との両立
夜間	在學生	社会人に法曹となる機会を与える貴重な存在
夜間	在學生	様々なバックグラウンドを持つ社会人に法律家になる機会を与えること
夜間	在學生	チャンスが増える
夜間	在學生	法曹を目指す社会人は多数いると思う。その希望者を掘り起こせば、おのずと夜学の選択肢しか進む道は無いので、その人々に対して門戸を開放してもらえたらと思う。(希望者はまだまだ多い)
夜間	在學生	会社でのキャリアとの両立
夜間	在學生	無職になる人を減らす
夜間	在學生	社会人になって分かれることがある。その時に選択肢があることが大きい。
夜間	在學生	法曹のダイバーシティ(多様性)機会の平等
夜間	在學生	社会人に対しての機会の提供
夜間	在學生	仕事と勉強の両立を図って多様な人材を集める。
夜間	在學生	仕事と勉強の両立が出来る環境によって、司法試験の挑戦が出来ること。
夜間	在學生	社会人が仕事を続けながら勉強出来るため、幅広い法曹人の確保の点から存在意義は大いだと思います。
夜間	在學生	法曹の中により多くの社会経験のある人たちが増えること。
夜間	在學生	司法制度改革が目的とする法曹の多様性を確保するための重要な受け皿
夜間	在學生	多様な人材に門戸を開くという司法制度改革の理念に合致した場である
夜間	修了生	仕事を辞めず、勉強できるので、リスクや経済的負担が軽減でき、多くの社会人にとって勉強を始めやすい。門戸が大きくなる。
夜間	修了生	社会人クラスのある夜間経験のない学生や浪人生であっても、積極的に夜間クラスのある法科大学院に進学し、社会人経験のある者と一緒に学んで、自分に足りないものを見つけて力をすべきである。そのような仕組みが、さまざまな法科大学院で確立されていくことで、本来は「多様な人材」でなかったものも、一定の「多様性」を持つことができるようになるであらうし、それが法曹全体の役にも立つものと思う。
夜間	修了生	有職社会人への司法試験受験資格取得の機会の確保
夜間	修了生	働きつつ、生活費を稼ぎながら法科大学院で学べること
夜間	修了生	経験上、法科大学院でともに学んだ方々は、それぞれのフィールドで活躍中の方が多かった。そのような方々と知り合い、ともに学ぶことが自身が貴重な経験となった。また、司法試験合格後にそれぞれのフィールドで法曹の知識を生かすことは、社会的にも有意義なことだと考える。
夜間	修了生	自身は、夜間法科大学院を受験した当時は、仕事との両立を目指していましたが、純粋法曹未修者であったため、両立は不可能と考えて、入学前に仕事をやめました。入学時点で既学レベルに達している社会人にとっては、仕事を継続しながら、司法試験受験資格が取得することが可能になるので、夜間法科大学院の存在意義はあると思います。
夜間	修了生	上記のとおり、社会人経験のある学生と身につくように勉強できること。
夜間	修了生	司法試験の受験資格が原則として法科大学院修了者に限定されること。予備試験合格者の人数が限られており、かつ、合格後に更に司法試験を受験しなければならないことという現行の制度を前提とする限り、意欲と能力がある社会人が、これまで築いたキャリアを放棄しない(すなわち、収入の方途を放棄しない)で、法科大学院を目指して司法試験を受験する為に現実的に採りうる選択肢は、夜間法科大学院しかない。
夜間	修了生	[26]でチェックした項目についてのおり。

地方	在学生	地方に法科大学院があることで、進学することが出来る者がいること、地方に法科大学院があることで、法律をあまり知らない地域の方にも法科大学院の存在を知ってもらえ、法を身近に感じてもらえること。
地方	在学生	地域に貢献する法律家の育成が出来る。
地方	在学生	経済的負担を軽減することができる。特にここは沖繩という他の都道府県と地理的に離れたところにあるため、その意義は大きいと思います。
地方	在学生	法律家を自指す人材の多様性を確保できる。
地方	在学生	経済的負担軽減、働きながらの通学が可能になる。
地方	在学生	地域に貢献できる法律家の育成
地方	在学生	経済的実情、家庭の事情で大都市圏で勉強できない優秀な人材の受け皿
地方	在学生	法曹養成環境の地域格差を是正すること
地方	在学生	法曹志望者の受け入れ口の広さを確保する起点(都心まで出ていけなくなっても勉強が可能という意味で)
地方	在学生	公平
地方	在学生	地域それぞれ事情、特色を感じながら勉強でき将来の実務に役立つ経験をえられる点
地方	在学生	地方の司法過疎状態の克服
地方	在学生	地方での法曹活動範囲を広げるため
地方	在学生	対象者(法曹を目指す者)の拡大、掘りおこし、地方の法制度の活用(の拡大)
地方	在学生	実務家の教員から地元の話や話を聞ける機会が多く、身近に感じることができる。
地方	在学生	将来その地方で活動する法曹を作る拠点となっているところに意義があると思う。
地方	在学生	地域特有の問題は、その地で学びつつ身に染み込んでいる者の方が、解決が円滑になる。
地方	在学生	地方出身で地元の事情を理解した法曹の育成
地方	在学生	地方の法曹の増加、当該地域での法律に対する理解の支援
地方	在学生	都会ではなく、自分の生活を変えようと学習できると、より多くの人が法曹となる道を選べることができる。
地方	在学生	地元での弁護士が増加すること、これは、都会と地方の法律格差を減少させる。
地方	在学生	どの地域にも法曹が必要であるなら、各地方ともあるべき
地方	在学生	目指す人が目指せる環境を生み出すこと
地方	在学生	その地域の事情を知りながら、比較的安い費用で学習できること
地方	在学生	純粋な修業者の受け皿
地方	在学生	地元の人があるような勉強の機会を得られるところにあると思います。
地方	在学生	特になし。設置コストに見合うだけのメリットは存在しない。
地方	在学生	地方の学生の経済的負担を減少させる
地方	在学生	どの地域でも法律家を必要としており、法科大学院が存在することは、その意義に添えるものであり、地元でも頼られている。
地方	在学生	選択肢がふえる
地方	在学生	その地域に貢献できる法曹を育成できる
地方	在学生	経済面でも精神面でも、自宅から通える範囲であるということは大きいと思います。都心で生まれ育った人にはなかなか伝わりにくいかもしれませんが、生活のペースが大きく変わった状態で過酷な勉強をしていくのはかなり辛いものです。在任地によって負う負担に当然差ができてしまうのは、わざわざローコストスクール制度を設けたことと逆行するのではないのでしょうか。
地方	在学生	地方在住者にも一定の機会が与えられることだと思っておりますが、これだけ格差や都市集約が進むと、何とも言えません。
地方	在学生	教育の機会の均等を図れる
地方	在学生	多様な人材を集めること
地方	在学生	地元(特に過疎地域)に貢献できる
地方	在学生	地方に法曹、とりわけ弁護士を定着させるための基盤
地方	修了生	機軸平等の確保
地方	修了生	全国どこでも必要な法曹を養成すること。
地方	修了生	法科大学院在学中に地方の生活に密着した学修ができ、地方における法曹の意義に触れられることだと思えます。
地方	修了生	実務家との連携が密でサポート体制が充実。経済的負担が少ない。
地方	修了生	法曹の多様化。

地方	修了生	①地方在住者の法科大学院進学へのハードルを下げる。②地域の実情を反映した授業をなし、地域に法曹を輩出する。
地方	修了生	法曹人口の都市集中の是正。
地方	修了生	経済的弱者に比較的優しいこと。東京とかの大都市では家賃なども高いので、生活ができなかったと思うから。
地方	修了生	社会人として、家庭を維持しながら法曹を目指す。
地方	修了生	教育の機会均等
地方	修了生	地元で活躍する法曹を育てること。
地方	修了生	経済的に、都会に行かない人でも法曹になることができること。
地方	修了生	経済的に、都会に行かない人でも法曹になることができること。
地方	修了生	法曹になるまでが「法曹養成」ではないと思う。法曹になつてからでも「法曹養成」の意義はあるはず。卒業後も試験に受からなければ、収入の道がかなり狭められてしまう。多くの社会人学生や地方から出られない事情がある学生にとっては、地元や近隣に法科大学院があることが、経済的な事情や家庭の事情といった観点から、大変重要な意義を持つと思います。
地方	修了生	そもそも中央集権状態になることが望ましいわけではない
地方	修了生	双方(学生・実務家)に地域貢献の意識が生まれ、地域を離れることができない法曹志望者の受け皿として意義がある
地方	修了生	現在の司法試験制度、法科大学院制度を維持していくことを前提とするならば、一部の例外を除き、2年ないし3年の法科大学院での学習を義務付けられ、その期間には収入の機会を失い、卒業後も試験に受からなければ、収入の道がかなり狭められてしまう。多くの社会人学生や地方から出られない事情がある学生にとっては、地元や近隣に法科大学院があることが、経済的な事情や家庭の事情といった観点から、大変重要な意義を持つと思います。
地方	修了生	地域固有の問題について貢献できる法曹の養成
地方	修了生	負担を最小限に抑え、勉強をすることができること。地域実情に明るい実務法曹の養成に資すること。
地方	修了生	当該地方での独自・特色ある法曹養成、地方での社会貢献
地方	修了生	家庭の事情がなくなれば、勉強のため、色々な土地で学びたいが、最終的には地元に戻りたい。
地方	修了生	いろいろな事情で都市圏の大型ローに通えない人の窓口
地方	修了生	地域の法曹を育成していくこと
地方	修了生	家庭の事情や経済的実情から地域を離れることができない人や、司法過疎地で法曹として活動したいという意欲を持つ人などに、法曹となるための専門教育を保障していること。
地方	修了生	経済的理由・家庭の事情により、地方にしか住めない者が、法曹を目指す夢をかなえるためのもの。
地方	修了生	法曹関係者に限らず、大学の学部レベルではなく本格的に法律を勉強した経験をもつ法的素養のある社会人を、地方に定着させる基盤となる点が最も重要な意義ではないかと思えます。
地方	修了生	私のような者でも法科大学院で学べること。機軸の増加、平等。地域(経済)格差の緩和。
地方	修了生	日常の中の法律トラブルはどんな場所でもあるが、地域によりそのカラーは異なる。都市部だけでなく経済活動、金融などのトラブルが多いのだからと推測するが、私が聞いたのは農作物の種が発生しなかった等の事例である。そうした事件を見ながら勉強することに価値があるのではないかと。

資料 8

平成25年1月20日

地方法科大学院及び夜間法科大学院と法曹養成制度見直しに関する意見
シンポジウム「地方で目指す、夜間で学ぶ 法科大学院制度の成果と展望」

シンポジウム実行委員会

- 1 司法制度改革は、多様な人材が法曹界を目指すことで、様々な国民のニーズに対応することを目標としており、地方に設立された法科大学院と、いわゆる夜間法科大学院は、その理念に従った取組みを実践し、地域的な多様性、人材の多様性を確保することに貢献してきた。
- 2 地方に設立された法科大学院は、家庭の事情などから地方を離れることができない方、地域の実情に応じた教育を受けた方が法曹になる機会を保障する役割を担っている。
例えば、①配偶者の仕事の関係上地元を離れられない方のように、何らかの事情がある場合、地元で法科大学院がなければ、事実上法曹を目指すことは困難である。また、②鹿児島における離島での法律相談、沖縄での基地問題、静岡では製造業が中国に進出していることから中国法に力を入れていること等、地域の実情に応じて、その地域で教育をし、その地域の法曹として定着してもらうことで、地域のニーズを理解した法曹を養成している。このことは、地方の法科大学院の出身者が、それぞれの地域に定着する割合が高いことでも、その役割を果たしていることが分かる。
- 3 また、いわゆる夜間法科大学院は、社会経験のある方に、キャリアの中断というリスクを負わせることなく法曹を目指す機会を保障する役割を担っている。
例えば、①夜間で長期履修により、比較的余裕のある体制で仕事と勉強を両立させることができること、②学費の負担については、ある程度給料で賄うことができること、③退職するという重大な決断をする前に、ある程度勉強して、向き不向きを把握する機会が得られること、④社会で専門性を身に付けた人材が法曹になることにより、国民の多様なニーズに応えられる司法インフラを支えることに貢献している。
- 4 ところで、合格率での苦戦、貸与制、就職難など、様々な要因によって、これら地方と夜間の法科大学院は苦戦しているといわれている。法曹養成制度の抱える問題を解決するために設けられた法曹養成制度検討会議においては、法科大学院の統廃合を進める方向での議論もなされており、また、文部科学省では、既に合格率、定員充足率、競争倍率によって、公的支援削減を決め、事実上撤退を促すような方策が採られている。
しかし、これらの数字のみによって事実上の撤退を促す方策をとるのではなく、いかなる法曹を育て、いかなる司法制度を実現しようとするのかという視点をより重視して、議論を重ねていただきたい。
本日のシンポジウムでも示されているとおり、各法科大学院では、設立当初に比べて、相当の努力をして教育内容の改善を実現してきているし、今後もますますこの取組みを充実させ、継続していく熱意を持っている。合格率などの数字を判断基準とするのであれば、これまでの改善の成果が現れるまで、時間的猶予を与える必要があるはずである。
そして、地方と夜間の法科大学院が果たしてきた意義、役割を十分に考慮し、単純な統廃合ではなく、多様な人材を確保し、さまざまな環境におかれた法曹志望者が目指しやすい制度を追求すべきである。

以上